

袖ヶ浦市子育て応援プランの骨子構成案

現行応援プランの構成 (令和2年度～令和6年度)		次期応援プランの構成 (令和7年度～令和11年度)		
第1章 計画の策定にあたって		第1章 計画の策定にあたって		
1 計画策定の背景と趣旨		1 計画策定の背景と趣旨		
2 計画の位置づけ		2 計画の位置づけ		
3 計画の期間		3 計画の期間		
4 計画の策定体制		4 計画の策定体制		
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況		第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況		
1 市と地域の状況		▶ 1 子ども・子育て家庭の状況	▶	
2 子ども・子育て家庭の状況		▶ 2 市と地域の状況		
3 地域における子育て支援事業の利用状況		3 地域における子育て支援事業の利用状況		
4 ニーズ調査結果からみた市民の意向		4 ニーズ調査結果からみた市民の意向		
5 子育て応援プランの進捗状況と今後の課題		5 子育て応援プランの進捗状況と今後の課題		
第3章 計画の基本的な考え方		第3章 計画の基本的な考え方		
1 基本理念		1 基本理念		
2 計画推進のための基本的視点		2 計画推進のための基本的視点		
3 施策体系		3 施策体系		
第4章 施策の展開		第4章 施策の展開		
1 地域における子育て支援の充実		1 地域における子育て支援の充実		
2 母性及び乳幼児等の健康づくりの推進		2 母性及び乳幼児等の健康づくりの推進		
3 子どもが健やかに育つ教育環境の整備		3 子どもが健やかに育つ教育環境の整備		
4 子育てを支援する生活環境の整備		▶ 4 安心して子育てができる環境の整備	▶	
5 仕事と家庭の両立の推進		5 仕事と家庭の両立の推進		
6 子どもの安全の確保		6 配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援体制の整備		
7 配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援体制の整備				
第5章 教育・保育の内容と供給体制		第5章 教育・保育の内容と供給体制		
1 子ども・子育て支援新制度の概要		1 子ども・子育て支援制度の概要	▶	
2 教育・保育提供区域の設定		2 教育・保育提供区域の設定		
3 教育・保育の量の見込みと提供体制		3 教育・保育の量の見込みと提供体制		
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制		4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制		
5 教育・保育の一体的提供及び推進体制		5 教育・保育の一体的提供及び推進体制		
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施		6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施		
7 新・放課後子ども総合プラン		7 放課後児童対策パッケージ		
第6章 計画の推進体制		第6章 計画の推進体制		
1 計画推進体制の構築		1 計画推進体制の構築		
2 関係機関との連携強化		2 関係機関との連携強化		
3 計画の内容と実施状況の公表		3 計画の内容と実施状況の公表		
4 事務・事業評価と事業の見直し		4 事務・事業評価と事業の見直し		

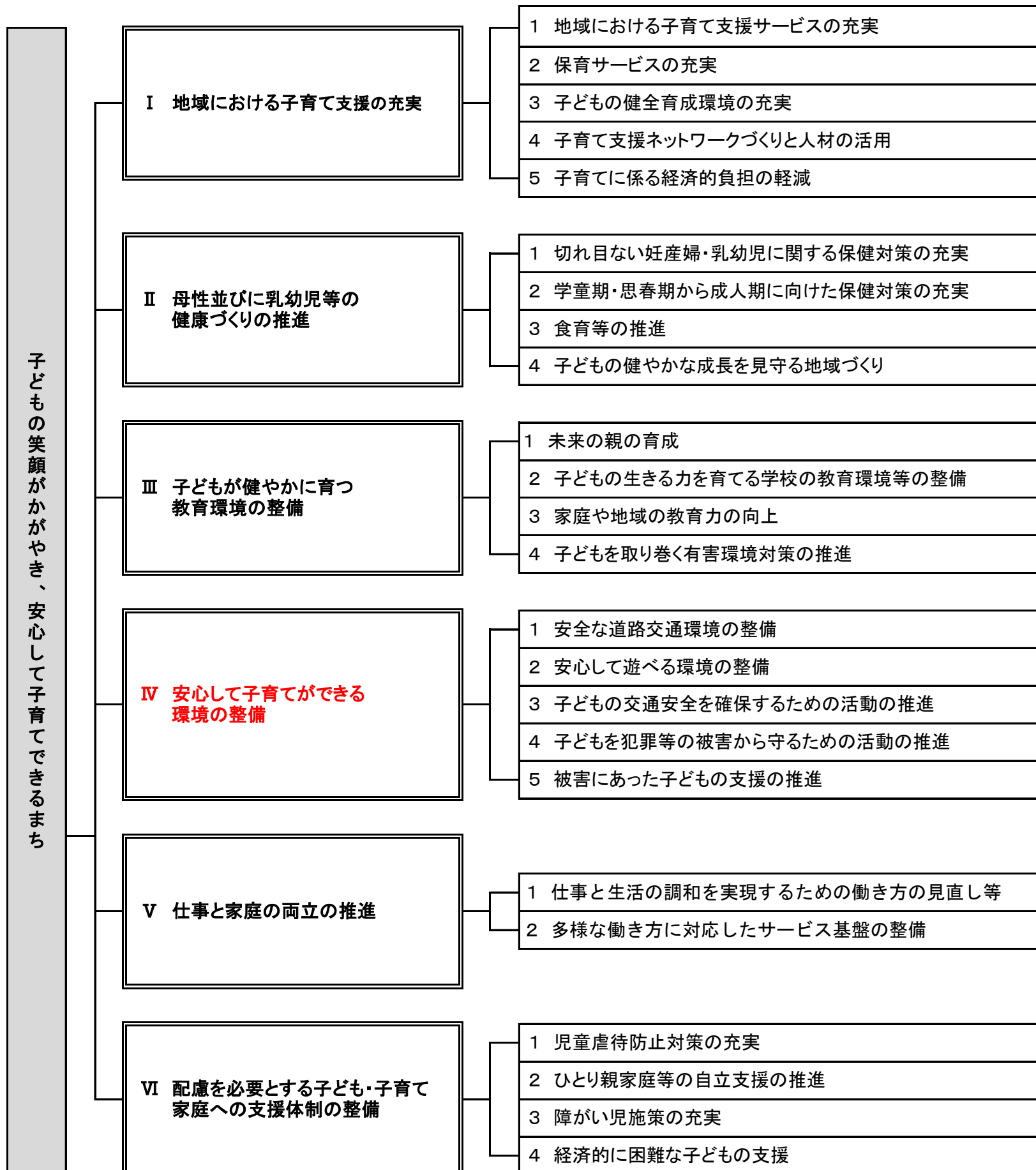
施策体系

資料2-2①

《基本理念》

《基本目標》

《基本施策》



※具体的な事業の精査等の過程で、基本施策についても修正を行う可能性があります。

施策比較表

(現行)子育て応援プラン	
基本目標	施策
Ⅰ 地域における子育ての支援の充実	
	1 地域における子育て支援サービスの充実
	2 保育サービスの充実
	3 子どもの健全育成環境の充実
	4 子育て支援ネットワークづくりと人材の活用
	5 子育てに係る経済的負担の軽減
Ⅱ 母性並びに乳幼児等の健康づくりの推進	
	1 切れ目ない妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実
	2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
	3 食育等の推進
	4 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり
Ⅲ 子どもが健やかに育つ教育環境の整備	
	1 未来の親の育成
	2 子どもの生きる力を育てる学校の教育環境等の整備
	3 家庭や地域の教育力の向上
	4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
Ⅳ 子育てを支援する生活環境の整備	
	1 安全な道路交通環境の整備
	2 安心して遊べる環境の整備
Ⅴ 仕事と家庭の両立の推進	
	1 仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し等
	2 多様な働き方に対応したサービス基盤の整備
Ⅵ 子どもの安全の確保	
	1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
	2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
	3 被害にあった子どもの支援の推進
Ⅶ 配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援体制の整備	
	1 児童虐待防止対策の充実
	2 ひとり親家庭等の自立支援の推進
	3 障がい児施策の充実
	4 経済的に困難な子どもの支援

(次期)子育て応援プラン【骨子案】		
基本目標	施策 (下線箇所は見直し)	想定する主な事業(案) ○:現計画に掲載されていない事業 ⇒具体的な事業については精査中
Ⅰ 地域における子育ての支援の充実		
	1 地域における子育て支援サービスの充実	・幼稚園における預かり保育 ・放課後児童クラブの環境改善 ・各種相談 ○こども誰でも通園制度
	2 保育サービスの充実	・待機児童解消のための保育所等の整備 ・待機児童解消のための地域型保育事業の推進 等
	3 子どもの健全育成環境の充実	・青少年健全育成団体への支援 ・放課後子供教室推進事業 等
	4 子育て支援ネットワークづくりと人材の活用	・地域子育て支援ネットワークの推進 ・ファミリー・サポート・センター事業 等
	5 子育てに係る経済的負担の軽減	・高校生までの子どもの医療費助成 ・幼児教育・保育の無償化 ○ガウラバママ応援ギフト
Ⅱ 母性並びに乳幼児等の健康づくりの推進		
	1 切れ目ない妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実	・妊娠・出産に関する安全性と快適な環境づくりの推進 ・乳幼児の生活習慣の確立と生活習慣病予防の支援 ・子育て世代包括支援事業(こども家庭センター) ・産前産後ヘルパー事業 等
	2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	・性に関する正しい知識の啓発・指導 ・未成年者の喫煙、飲酒、薬物乱用の防止対策等 等
	3 食育等の推進	・食生活改善推進事業 等
	4 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり	・地域子育て支援ネットワークの推進
Ⅲ 子どもが健やかに育つ教育環境の整備		
	1 未来の親の育成	・家庭教育総合推進事業 ・福祉教育 等
	2 子どもの生きる力を育てる学校の教育環境等の整備	・外国語教育支援事業 ・小中学校体験活動推進事業 ・心の相談事業 等
	3 家庭や地域の教育力の向上	・子どもを育む学校・家庭・地域連携事業 ・ねがたオープンキャンパス(ねこまる) ・ブックスタート事業 等
	4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	・情報教育推進事業 ・学校ICT教育支援事業
Ⅳ 安心して子育てができる環境の整備		
	1 安全な道路交通環境の整備	・安全な道路交通環境の整備 等
	2 安心して遊べる環境の整備	・都市公園の整備 ・子どもの遊び場の適正管理等 ○多様な居場所の確保
	3 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	・交通安全教育指導事業 ・交通安全啓発事業 等
	4 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	・各種パトロール ・子ども110番連絡所 等
	5 被害にあった子どもの支援の推進	・被害にあった子どもに対する相談体制の強化 等
Ⅴ 仕事と家庭の両立の推進		
	1 仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し等	・ワークライフバランスの環境改善に向けた啓発活動 ・男性の子育て・介護の参画促進 等
	2 多様な働き方に対応したサービス基盤の整備	・放課後児童クラブの環境改善 ・待機児童解消のための保育所等の整備 ・待機児童解消のための地域型保育事業の推進 等
Ⅵ 配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援体制の整備		
	1 児童虐待防止対策の充実	・児童虐待に対する相談の充実 ・要保護児童対策地域協議会の充実 等
	2 ひとり親家庭等の自立支援の推進	・母子・父子自立支援員による母子家庭等の親に対する自立就業相談 ・ひとり親家庭等医療費等の助成 等
	3 障がい児施策の充実	・療育支援 ・放課後児童健全育成事業での障がい児受入れ ・障がい児保育 等
	4 経済的に困難な子どもの支援	・要保護・準要保護児童生徒への援助費の支給 等

袖ヶ浦市子育て応援プラン
(第3期) 骨子案

令和6(2024)年10月
袖ヶ浦市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨	3
第2節 計画の位置づけ	4
第3節 計画の期間	5
第4節 計画の策定体制	6

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

第1節 子ども・子育て家庭の状況	7
第2節 市と地域の状況	16
第3節 地域における子育て支援事業の利用状況	21
第4節 ニーズ調査結果からみた市民の意向	31
第5節 子育て応援プランの進捗状況と今後の課題	41

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念	51
第2節 計画推進のための基本的視点	52
第3節 施策体系	53

第4章 施策の展開

第5章 教育・保育の内容と供給体制

1 教育・保育提供区域の設定	
2 子ども・子育て支援事業計画に定めるサービス	
3 教育・保育の量の見込みと提供体制	
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	
5 教育・保育の一体的提供及び推進体制	
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	
7 放課後児童対策パッケージ	

第6章 計画の推進体制

1 計画推進体制の構築	
2 関係機関との連携強化	
3 計画の内容と実施状況の公表	
4 事務・事業評価と事業の見直し	

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

国は、依然続く少子化の進行等を踏まえ、多様化する子育てに関する諸問題に対応するため、令和3年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を閣議決定し、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて(こどもまんなか社会)、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための取り組みを始めました。そのための新たな司令塔として、令和5年4月に、こども家庭庁を創設しました。

袖ヶ浦市においても子ども・子育て関連3法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」を一体的に進める「袖ヶ浦市子育て応援プラン」を2期にわたって策定し、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

一方、核家族化の進展や、地域のつながりのさらなる希薄化、就労する保護者の増加など、社会生活上の変化により、子育てに対する不安や負担、孤立感が高まっており、子どもや子育て世帯をとりまく環境はめまぐるしく変化しています。

このような状況の中で、未来の社会を担うすべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、社会全体で子ども施策を総合的に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が令和5年4月に施行され、子ども・子育て支援は新たな段階へと進んでいます。

本市では、このたび「袖ヶ浦市子育て応援プラン(第2期)」が令和6年度でその計画期間を終了することから、これまでの取組みを振り返るとともに、本市における今後の子ども・子育て支援の方針を定め、地域の協力のもと、子育て支援の各事業を総合的かつ強力に推進していくため、新たに「袖ヶ浦市子育て応援プラン(第3期)」を策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

(1) 子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援行動計画

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づいて定める「市町村行動計画」の内容を包含し、本市のすべての子どもと子育て家庭を対象とした、子ども・子育て施策を総合的・一体的に進めるための計画として位置づけるものです。

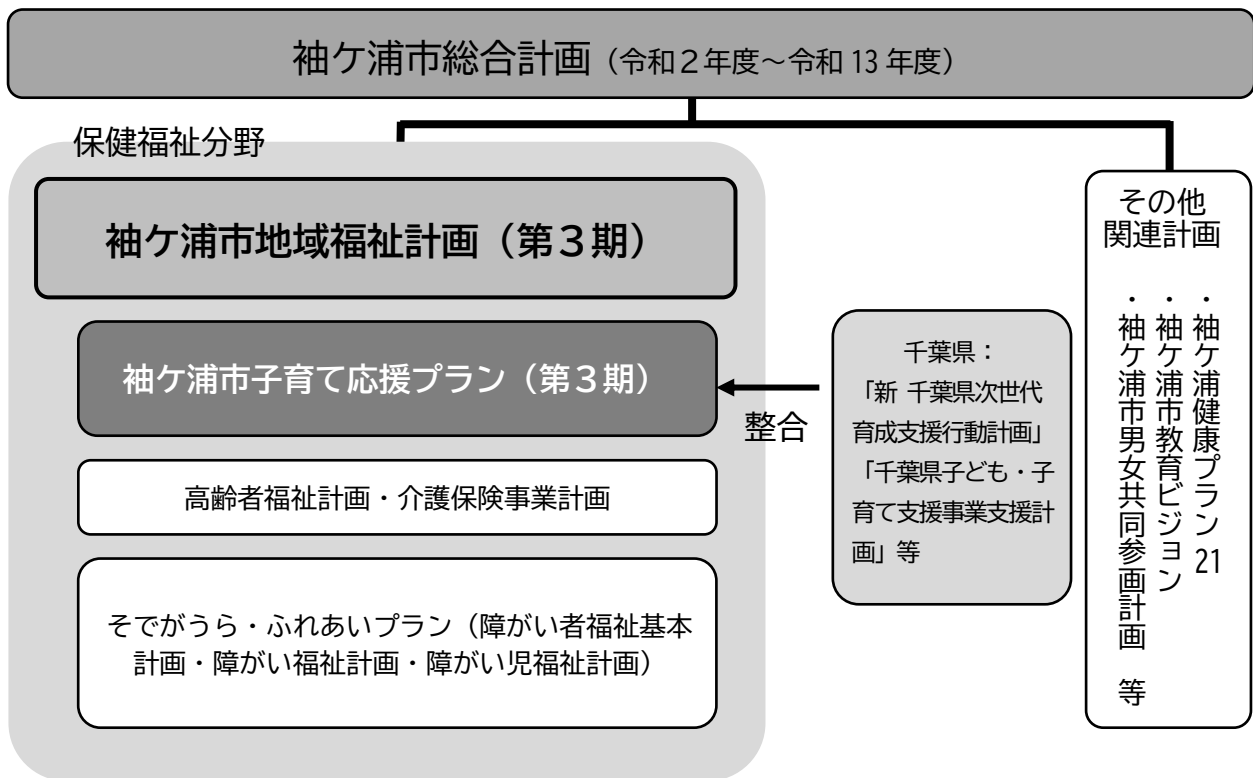
子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援行動計画の根拠法、位置づけ等

	子ども・子育て支援事業計画	次世代育成支援行動計画
根拠法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法
位置づけ	幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とし、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するための計画
内容	基本的に就学前の子どもと小学生を対象にし、教育・保育提供区域(以下、この表内で「区域」という。)ごとの幼児教育・保育の各事業の見込み量とその確保方策等について定める計画 【記載事項(必須)】 ○区域の設定 ○区域ごとの教育・保育のニーズ量の見込み、提供体制確保の内容及び実施時期 ○区域ごとの地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込み、提供体制確保の内容及び実施時期 ○教育・保育の一体的提供とその推進に関する体制の確保の内容 ○子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容 【記載事項(任意)】 ○計画の目的、理念、期間、達成状況の点検及び評価等 ○産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項 ○子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項 ○ワークライフバランスの推進に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項	18歳未満程度までの子どもを対象とする、子育て支援・母子保健・教育・住宅等を含む広範な政策についての計画 【記載事項】 次世代育成支援対策の実施内容及び実施時期と、これにより達成しようとする目標 ○地域における子育ての支援 ○母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 ○子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 ○子育てを支援する生活環境の整備 ○職業生活と家庭生活との両立の推進等 ○子どもの安全の確保 ○要保護児童への対応等きめ細かな取組みの推進

(2) 関連計画との位置づけ

本計画は、まちづくりの基本となる「袖ヶ浦市総合計画」を上位計画として、「袖ヶ浦市地域福祉計画」等、その他の法律の規定により、子ども・子育て支援に関する事項を定める関連計画等と整合性を図って策定するものです。

上位計画・関連計画との連携



第3節 計画の期間

本計画は、次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法の規定に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間とし、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況や時勢の変化等、必要に応じて見直すものとします。

令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
袖ヶ浦市子育て応援プラン（第2期）					袖ヶ浦市子育て応援プラン（第3期）				
				見直し					見直し

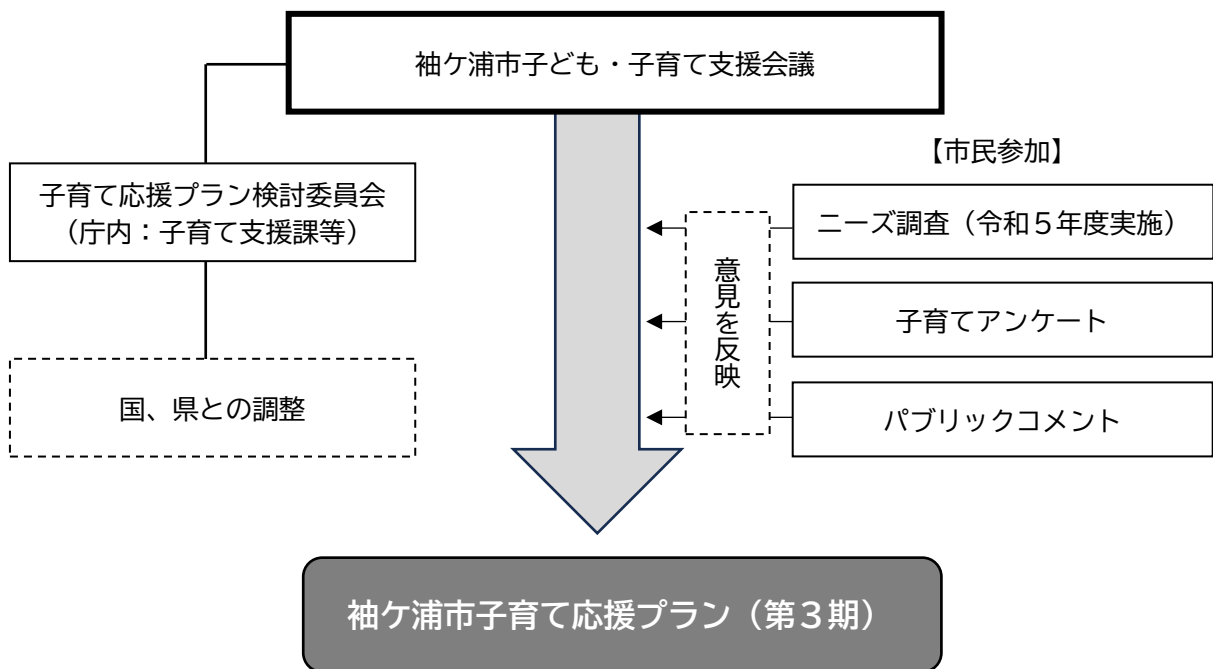
第4節 計画の策定体制

本計画は、公募による市民をはじめ、学識経験者や地域の子ども・子育て分野に関わる委員で構成される「袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議」における議論を中心に策定しました。

また、袖ヶ浦市子育て支援課を中心に、国や県との調整を行いつつ、庁内の関係各課で構成する「子育て応援プラン検討委員会」において検討及び協議を行い、策定に向けて取り組みました。

次世代育成支援行動計画の事業評価については、子育てアンケート(市民意識調査)により施策ごとに経年的に測定することで、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な子育て支援施策の評価を行いました。また、令和5年度に実施したニーズ調査などから、地域における子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握し、パブリックコメント等を通して、市民からの意見を計画に反映しました。

計画の策定体制



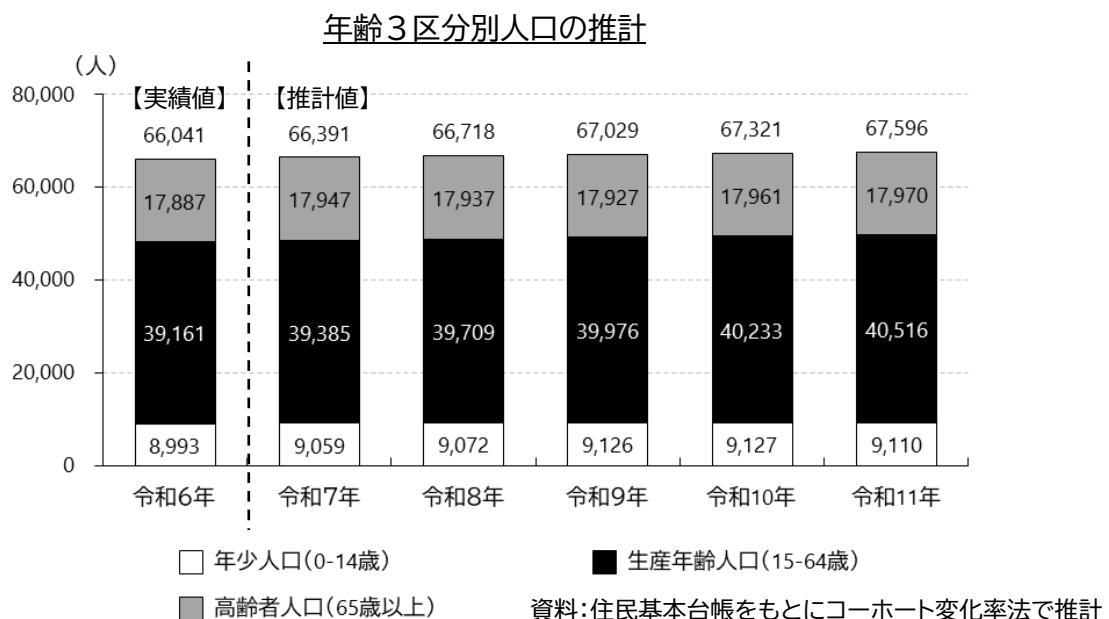
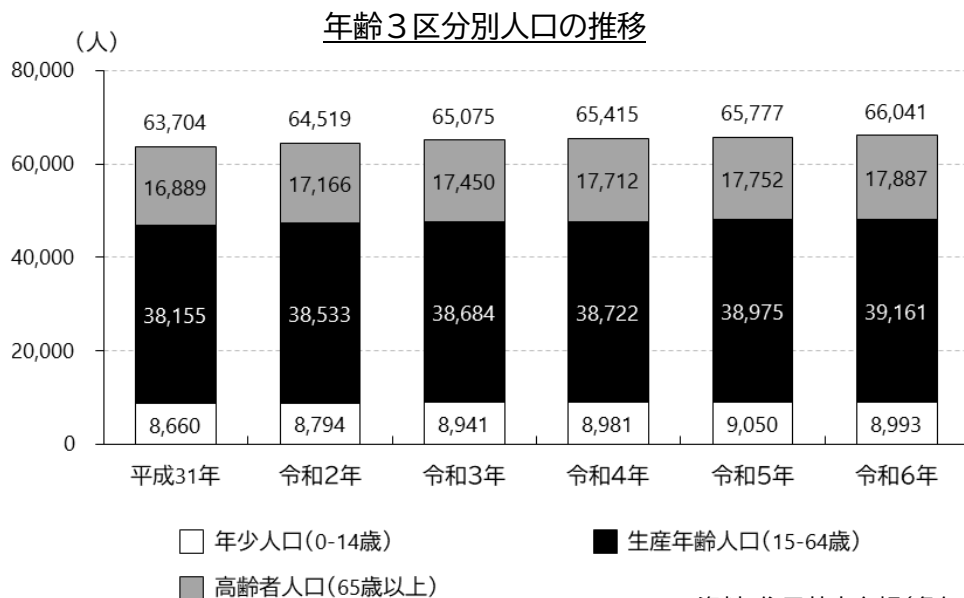
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

第1節 子ども・子育て家庭の状況

(1) 人口の動向

① 人口の推移と今後の推計（年齢3区分別）

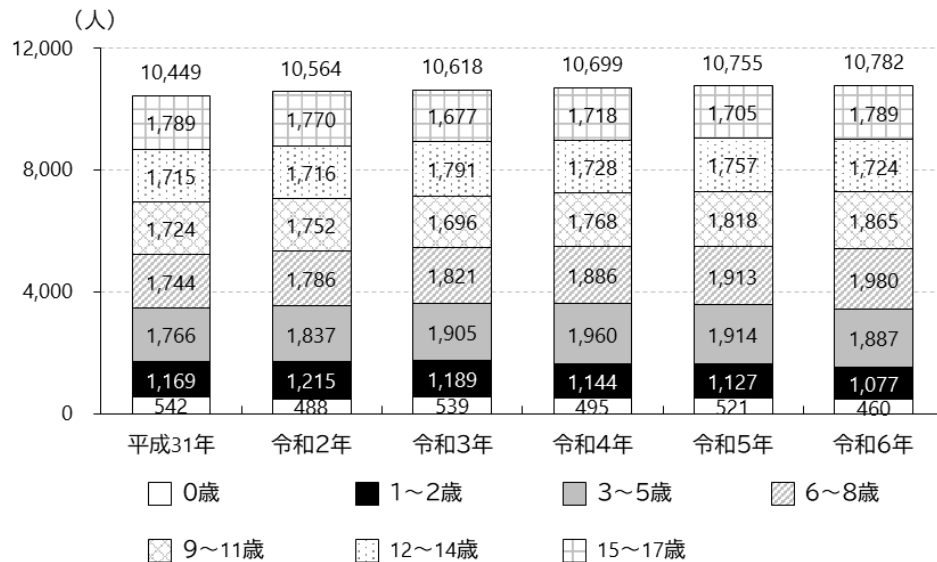
令和6年4月1日時点の人口総数は66,041人になっており、増加が続いています。年少人口、生産年齢人口、高齢者人口ともに増加を続けておりましたが、年少人口が令和6年で前年から減少しています。令和7年以降は3区分ともに増加傾向が見込まれます。



② 18歳未満人口の推移と今後の推計

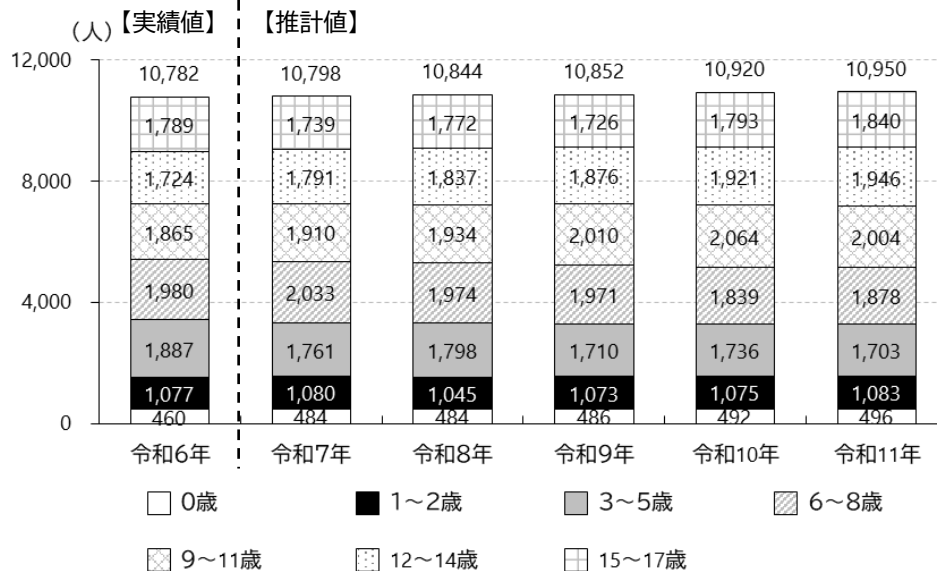
18歳未満の人口は、令和6年4月1日時点で10,782人と、増加が続いています。年齢別では「0歳」、「1～2歳」、「3～5歳」、「12～14歳」は令和6年で前年から減少しています。令和7年以降、18歳未満人口は増加傾向が見込まれ、0歳児は微増が続く見込みです。

18歳未満人口の推移



資料：住民基本台帳(各年4月1日時点)

18歳未満人口の推計



資料：住民基本台帳をもとにコーホート変化率法で推計

(2) 世帯の状況

① 家族類型別世帯及び1世帯当たり人員の推移

令和2年の国勢調査では、単独世帯を中心に世帯が増加しているために、1世帯あたりの人員が減少していることがうかがえます。

令和2年の核家族世帯は15,752世帯と、市内の一般世帯総数の6割以上を核家族が占めているなど、核家族化が進行していることがうかがえます。

また、6歳未満親族のいる世帯及び18歳未満親族のいる世帯の核家族世帯が占める割合は、6歳未満で9割、18歳未満で8割を超えており、特にこの傾向が強くみられます。

家庭類型の全体像、世帯数（1世帯当たり人員）の推移

単位：世帯、人

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	6歳未満 親族のいる世帯 (令和2年)	18歳未満 親族のいる世帯 (令和2年)
一般総世帯数 (1世帯あたり人員)	19,732 (2.91)	21,335 (2.75)	22,545 (2.62)	25,321 (2.46)	2,587	5,984
A 親族世帯	15,965	16,473	16,962	17,858	2,578	5,961
I 核家族世帯	12,817	13,525	14,520	15,752	2,335	5,220
II その他の親 族世帯	3,148	2,948	2,442	2,106	243	741
B 非親族世帯	82	206	211	225	9	22
C 単独世帯	3,685	4,655	5,354	7,221	-	1

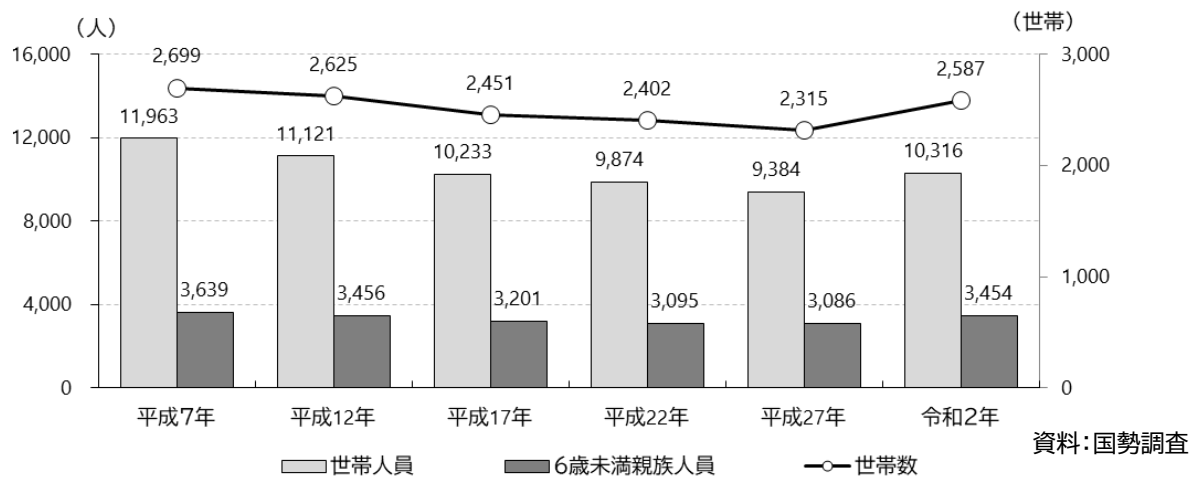
資料：国勢調査

(注)家族類型が「不詳」の世帯があるため、A・B・Cの合計は一般総世帯数に一致しません。

② 6歳未満親族のいる一般世帯の推移

令和2年の6歳未満親族のいる世帯数は2,587世帯で、世帯人員は10,316人、1世帯あたり3.99人となっています。また、6歳未満親族人員は3,454人で1世帯当たりの6歳未満人数は、1.34人となっています。

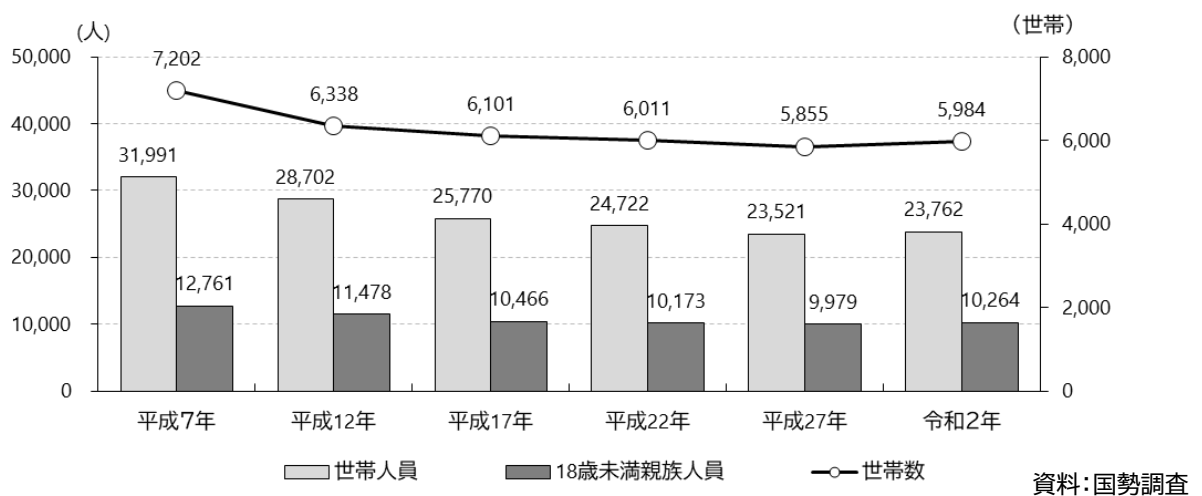
6歳未満親族のいる一般世帯の推移



③ 18歳未満親族のいる一般世帯の推移

令和2年の18歳未満親族のいる世帯数は5,984世帯で、世帯人員は23,762人、1世帯あたり3.97人となっています。また、18歳未満親族人員は10,264人で1世帯当たりの18歳未満人数は、1.72人となっています。

18歳未満親族のいる一般世帯の推移

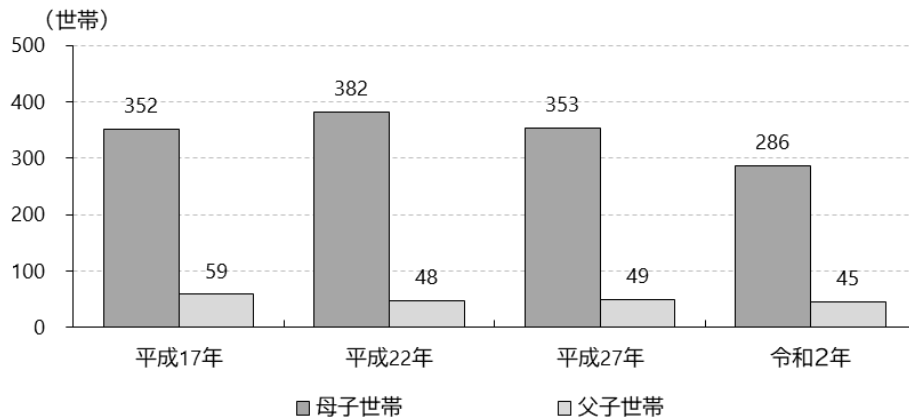


④ 母子世帯・父子世帯の推移

母子世帯・父子世帯数をみると、平成22年をピークに減少傾向にあり、令和2年の母子世帯数は286世帯となっています。

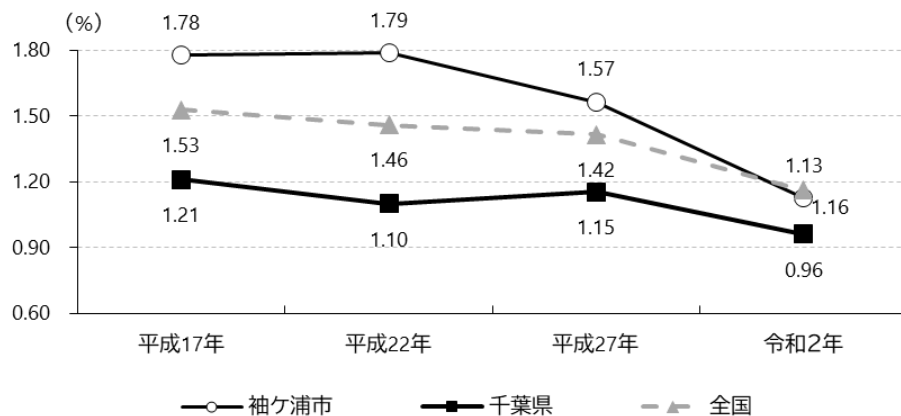
また、一般世帯に対する母子世帯の割合の推移をみると、平成27年までは本市は千葉県県及び全国より高い水準で推移していますが、令和2年では全国をわずかに下回りました。

母子世帯・父子世帯の推移



資料：国勢調査

一般世帯に対する母子世帯の割合の推移

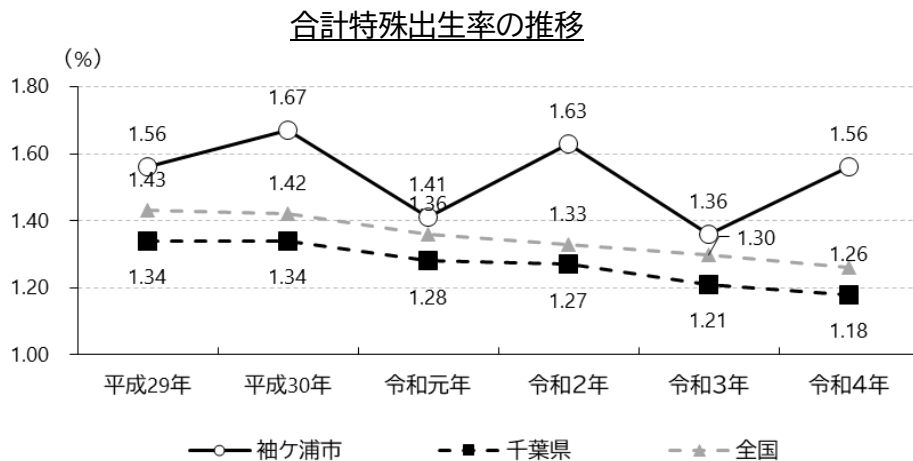


資料：国勢調査

(3) 出生の状況

① 合計特殊出生率の推移

15歳から49歳までの女性1人あたりの平均的な出生数を示す合計特殊出生率の推移をみると、年によるばらつきがありますが、おおむね千葉県及び全国より高い水準で推移しています。

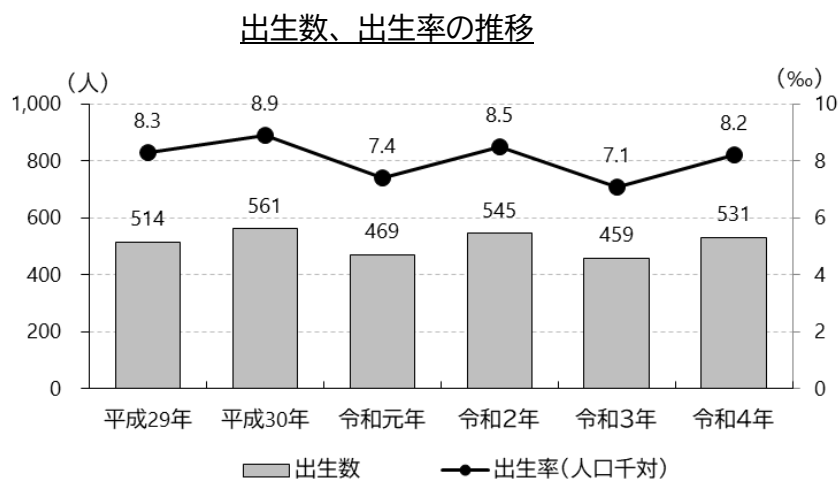


資料：千葉県衛生統計年報(全国は人口動態調査)

② 出生数、出生率の推移

出生数は、令和元年、令和3年を除くと500人台で推移しており、令和4年は531人となっています。

出生率も令和元年、令和3年を除くと8‰台で推移しています。



資料：千葉県衛生統計年報

※‰(パーミル)は千分率で、1,000分の1が1パーミル

(4) 母子保健の状況

① 母子健康手帳発行件数の推移

母子健康手帳の発行件数は、令和2年で減少し、令和3年は増加、その後は減少傾向となっており、令和5年では480件となっています。

母子健康手帳発行件数の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
母子健康手帳発行件数(件)	531	476	547	508	480

資料:健康推進課

② 低出生体重児出生率の推移

2,500g未満の低出生体重児は、年によるばらつきがみられますが、令和4年では51人と前年と比べ、14人の増加となっています。出生児に占める低出生体重児の割合は、令和2年以降は8～9%台で推移しています。

低出生体重児数、低出生体重児出生率の推移

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
低出生体重児数(人)	71	34	54	37	51
低出生体重児の割合(%)	12.7	7.2	9.9	8.1	9.6

資料:千葉県衛生統計年報

死産数、死産率の推移

妊娠満12週以後の死産数は、13人前後で推移しており、死産率は千葉県及び全国より若干高い水準となっています。

死産数、死産率の推移

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
死産数(人)		13	11	13	11	12
死産率(%)	袖ヶ浦市	22.6	23.0	23.3	23.4	22.1
	千葉県	21.5	22.3	20.3	19.0	20.0
	全国	20.9	22.0	20.1	19.7	19.3

資料:千葉県衛生統計年報

③ 1歳6か月児健康診査における受診状況とむし歯のある者の推移

1歳6か月児健康診査の受診率は、90%台で推移しており、令和5年度で94.3%となっています。

また、受診を受けた児童について、着実にむし歯のある者は減少しており、令和5年度で0.0%となっています。

1歳6か月児健康診査における受診状況とむし歯のある者の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
該当者数(人)	546	625	568	527	560
受診者数(人)	525	585	550	509	528
受診率(%)	96.2	93.6	96.8	96.6	94.3
虫歯のある者の割合(%)	1.1	0.2	0.9	0.4	0.0

資料:健康推進課

④ 3歳児健康診査における受診状況とむし歯のある者の推移

3歳児健康診査の受診率は、90%前後で推移しており、令和5年度で91.7%となっています。

また、受診を受けた児童について、着実にむし歯のある者は減少しており、令和5年度で7.0%となっています。

3歳児健康診査における受診状況とむし歯のある者の推移

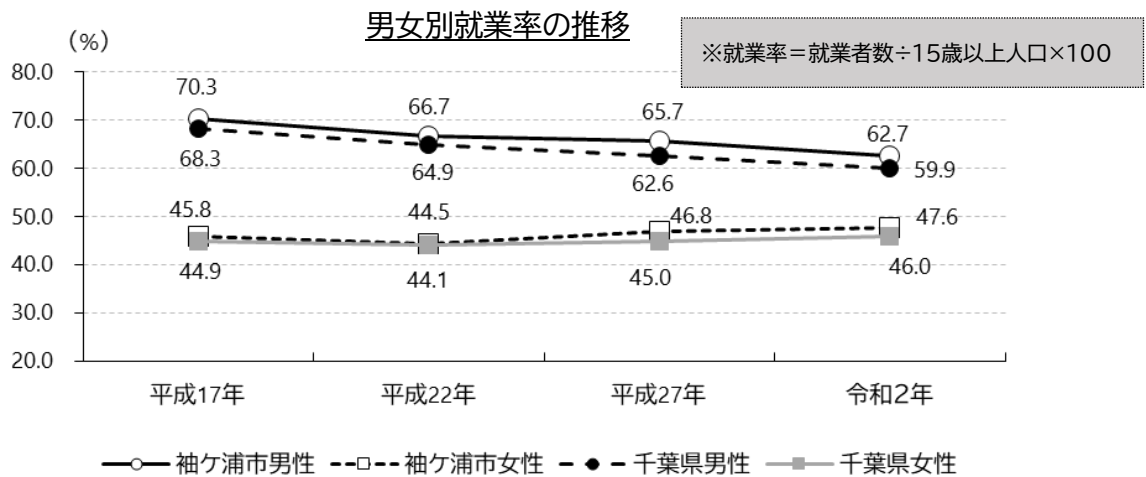
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
該当者数(人)	530	672	680	601	605
受診者数(人)	482	616	644	538	555
受診率(%)	90.9	91.7	94.7	89.5	91.7
虫歯のある者の割合(%)	12.7	10.7	9.9	7.4	7.0

資料:健康推進課

(5) 就労の状況

①男女別就業率の推移

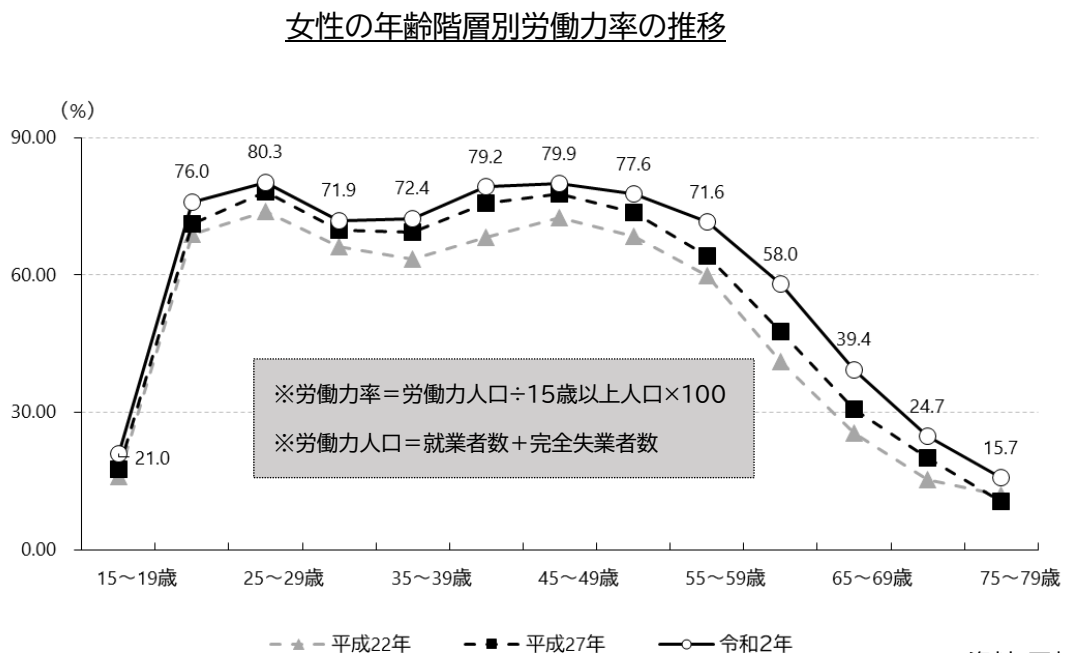
就業率は、15歳以上人口に占める就業者数の割合であることから、高齢化の進行に伴って低下する傾向にありますが、本市の女性の就業率は低下していないことから、現役世代の女性の就業者が増加しているものと考えられます。



資料:国勢調査

② 女性の年齢階層別労働力率の推移

年齢階層別に女性の労働力率をみると、年々割合は高くなっています。結婚・出産・子育て期に労働力率は減少し、その後、子育てが終わった時期にかけて再び増加する、いわゆるM字カーブといわれる状況は、徐々にカーブが緩くなっています。



資料:国勢調査

(注)グラフ中のデータは、令和2年のみ掲載

第2節 市と地域の状況

(1) 地区・コミュニティ

地域福祉計画をはじめとする本市の多くの計画においては、市内を5地区(昭和、長浦、根形、平岡、中川・富岡地区)に分けて施策の展開を行っています。

前期の計画である「袖ヶ浦市子育て応援プラン(第2期)」では、人口や日常生活圏域、生活実態等を踏まえ、「平岡地区」と「中川・富岡地区」を合わせて「平川地区」とし、市内を4地区に区分して教育・保育サービスの提供体制等の現状を把握したうえで、市内全域を一体とした提供区域として設定することで、保育需要の増大に迅速かつ柔軟に対応してまいりました。

市と地域の状況



(2) 各地区の状況

① 昭和地区

	平成31年	令和6年	増減	地区人口の 構成比	全市に占める 割合
人口(人)	18,792	21,890	3,098	100.0%	33.1%
0～14歳	3,130	3,919	789	17.9%	43.6%
うち、0～5歳	1,473	1,699	226	7.8%	49.6%
15～64歳	11,691	13,771	2,080	62.9%	35.2%
65歳以上	3,971	4,200	229	19.2%	23.5%
世帯数(世帯)	7,854	9,282	1,428		31.9%
1世帯あたり人口(人)	2.39	2.36	▲0.03		

資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

・地区の概況

近年、袖ヶ浦駅海側土地区画整理事業による宅地化に伴い、子育て世代等の転入・転居により人口が急増しています。

袖ヶ浦駅前海側は、スーパーや飲食店、習い事の店舗などが集積して賑わいがあります。

袖ヶ浦バスターミナルは川崎、横浜、羽田、品川、新宿に加え、東京、渋谷方面にも高速バスが運行したことにより、東京や神奈川方面への通勤通学者が増加しており、袖ヶ浦駅とともに、広域交通の結節機能を果たしています。

・施設の状況

地区内には、市民会館(昭和交流センター)や総合運動場、中央図書館、袖ヶ浦海浜公園等の施設が所在し、イベント時には活況を呈しています。

<児童関連施設>

名称	設置数	名称	設置数
認可保育所(園)	9	ファミリーサポートセンター	1
認定こども園	1	小学校	2
家庭的保育	1	中学校	1
小規模保育	4	放課後児童クラブ	11
そでがうらこども館 (子育て支援センター機能含む)	1	子育て支援センター (私立保育園及び認定こども園内)	3
子どもの遊び場	2	高等学校	1

(第2期期間中の整備状況) 小規模保育2施設、認可保育園5施設、放課後児童クラブ6施設などが開設

<文化・スポーツ等の施設>

名称	設置数	名称	設置数
市民会館(昭和交流センター)	1	中央図書館	1
袖ヶ浦海浜公園(県)	1	総合運動場	1

② 長浦地区

	平成31年	令和6年	増減	地区人口の 構成比	全市に占める 割合
人口(人)	26,983	27,848	885	100.0%	42.2%
0～14歳	3,820	3,657	▲163	13.1%	40.7%
うち、0～5歳	1,440	1,298	▲142	4.7%	37.9%
15～64歳	16,225	16,721	496	60.0%	42.7%
65歳以上	6,938	7,470	532	26.8%	41.8%
世帯数(世帯)	11,764	12,538	774		43.1%
1世帯あたり人口(人)	2.29	2.22	▲0.07		

資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

・地区の概況

全市に占める割合が約42%と最も人口の多い地域で、蔵波中学校周辺は小規模開発等で人口が増加傾向にあります。

平成通り沿いに沿道型店舗が立地するほか、長浦駅前にも大型スーパーなどの商業施設が集積しています。

・施設の状況

長浦交流センター(長浦公民館)・運動広場、長浦おかのうえ図書館、臨海スポーツセンター等の文化・スポーツ施設などが充実し、代宿には市内で唯一の児童館があります。また、総合教育センターがおかのうえ図書館内に移転しました。

<児童関連施設>

名称	設置数	名称	設置数
認可保育所(園)	5	小学校	2
幼稚園	2	中学校	2
小規模保育	1	放課後児童クラブ	8
事業所内保育施設(認可1、認可外4)	5	児童館	1
子どもの遊び場	4	子育て支援センター(私立保育園内)	3

(第2期期間中の整備状況) 認可保育園1施設、放課後児童クラブ1施設が開設

<文化・スポーツ等の施設>

名称	設置数	名称	設置数
臨海スポーツセンター	1	運動広場	1
総合教育センター	1	長浦交流センター(長浦公民館)	1
長浦おかのうえ図書館	1	今井野球場	1

③ 根形地区

	平成31年	令和6年	増減	地区人口の 構成比	全市に占める 割合
人口(人)	5,849	5,792	▲57	100.0%	8.8%
0～14歳	627	558	▲69	9.6%	6.2%
うち、0～5歳	201	172	▲29	3.0%	5.0%
15～64歳	3,418	3,208	▲210	55.4%	8.2%
65歳以上	1,804	2,026	222	35.0%	11.3%
世帯数(世帯)	2,386	2,532	146		8.7%
1世帯あたり人口(人)	2.45	2.29	▲0.16		

資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

・地区の概況

水田地帯や畑地などにより形成される緑豊かな地域であり、県道南総昭和線沿いに集落が形成されています。また、地区東部ののぞみ野に人口が定着しており、新旧の市街地や集落地が共存する地域となっています。

文化財に指定されている「国史跡山野貝塚」「飽富神社」「飽富神社の筒粥」など、歴史的な要素が多い地域です。

・施設の状況

地区内には、袖ヶ浦公園や郷土博物館、老人福社会館、健康づくり支援センターなどの施設が整備され、袖ヶ浦公園に隣接する農畜産物直売所「ゆりの里」も盛況です。

<児童関連施設>

名称	設置数	名称	設置数
認可保育所(園)	1	中学校	1
子どもの遊び場	5	放課後児童クラブ	1
小学校	1		

<文化・スポーツ等の施設>

名称	設置数	名称	設置数
袖ヶ浦公園	1	郷土博物館	1
アクアラインなるほど館	1	健康づくり支援センター	1
老人福社会館	1	根形交流センター(根形公民館) ・運動広場	1
のぞみ野サッカー場	1	社会福祉センター	1

④ 平川地区

	平成31年	令和6年	増減	地区人口の 構成比	全市に占める 割合
人口(人)	11,293	10,511	▲782	100.0%	15.9%
0～14歳	1,041	859	▲182	8.2%	9.6%
うち、0～5歳	341	255	▲86	2.4%	7.4%
15～64歳	6,119	5,461	▲658	52.0%	13.9%
65歳以上	4,133	4,191	58	39.9%	23.4%
世帯数(世帯)	4,720	4,712	▲8		16.2%
1世帯あたり人口(人)	2.39	2.23	▲0.16		

資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

・地区の概況

【平岡地区】

地区の人口は、野里、上泉、三箇、川原井等に分散しています。東関東自動車道のインターが近く、東京ドイツ村などの民間資本によるレジャー施設が立地しています。

【中川・富岡地区】

地区は、横田、百目木などの「中川地区」と滝の口、吉野田などの「富岡地区」から形成されていますが、地区の人口の約半数が横田に集中しています。東横田駅周辺及び国道409号沿いには、沿道型商業施設が立地しています。

・施設の状況

地区内には、平川交流センター(平川公民館)、平岡交流センター(平岡公民館)等があります。また、百目木公園は、各種のスポーツができる公園として親しまれています。

<児童関連施設>

名称	設置数	名称	設置数
認可保育所(園)	2	中学校	1
幼稚園	1	放課後児童クラブ	2
子どもの遊び場	15	児童養護施設	1
小学校	2		

(第2期期間中の整備状況等) 令和7年4月に百目木公園敷地内に認定こども園1施設が開設予定

令和7年3月末に吉野田保育所が閉園

<文化・スポーツ等の施設>

名称	設置数	名称	設置数
百目木公園	1	平川交流センター(平川公民館)	2
平岡交流センター(平岡公民館)	1	平川交流センター(富岡分館)	1
平川図書館	1	運動広場	1
東京ドイツ村(民間施設)	1		

第3節 地域における子育て支援事業の利用状況

(1) 教育・保育施設等

市内の教育・保育施設等の利用状況は次のとおりです。

① 幼稚園の利用状況

市内の幼稚園は公立幼稚園1か所、私立幼稚園2か所の、計3か所の幼稚園となっています。

長浦地区、平川地区ともに園児数は減少傾向で推移しています。

市全体の入所率も減少で推移しており、令和6年度は54.3%となっています。

幼稚園の設置数・定員数・園児数

地区	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
長浦	設置数(か所)	2	2	2	2	2
	定員数(人)	540	540	540	540	540
	園児数(人)	443	444	438	409	366
	入所率(%)	82.0	82.2	81.1	75.7	67.8
平川	設置数(か所)	1	1	1	1	1
	定員数(人)	210	210	210	210	210
	園児数(人)	114	84	64	55	41
	入所率(%)	54.3	40.0	30.5	26.2	19.5
全体	設置数(か所)	3	3	3	3	3
	定員数(人)	750	750	750	750	750
	園児数(人)	557	528	502	464	407
	入所率(%)	74.3	70.4	66.9	61.9	54.3

(注) 各年度5月1日現在

市外からの受託児童を含む。

② 保育所（園）の利用状況

第2期期間中に、新たな保育園が昭和地区で5か所、長浦地区で1か所開設しており、現在、市内に設置されている保育所（園）は、公立保育所5か所、私立保育園11か所の、計16か所となっています。

入所率では、特に昭和地区が97.9%と高く、また長浦地区も80%を超えており、利用ニーズが高い状況が続いています。

保育所（園）の設置数・定員数・園児数

地区	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
昭和	設置数(か所)	4	5	7	7	8
	認可定員数(人)	390	466	666	666	756
	利用定員数(人)	390	466	616	656	726
	園児数(人)	413	471	630	675	740
	入所率(%)	105.9	101.1	94.6	101.4	97.9
長浦	設置数(か所)	4	4	4	4	5
	認可定員数(人)	490	490	490	490	580
	利用定員数(人)	490	490	490	490	550
	園児数(人)	499	493	440	468	472
	入所率(%)	101.8	100.6	89.8	95.5	81.4
根形	設置数(か所)	1	1	1	1	1
	認可定員数(人)	120	120	120	120	120
	利用定員数(人)	120	120	120	120	120
	園児数(人)	88	88	82	73	75
	入所率(%)	73.3	73.3	68.3	60.8	62.5
平川	設置数(か所)	2	2	2	2	2
	認可定員数(人)	180	180	180	180	180
	利用定員数(人)	180	180	180	180	180
	園児数(人)	140	142	135	124	109
	入所率(%)	77.8	78.9	75.0	68.9	60.6
全体	設置数(か所)	11	12	14	14	16
	認可定員数(人)	1,180	1,256	1,456	1,456	1,636
	利用定員数(人)	1,180	1,256	1,406	1,446	1,576
	園児数(人)	1,140	1,194	1,287	1,340	1,396
	入所率(%)	96.6	95.1	88.4	92.0	85.3

(注) 各年度4月1日現在

市外からの受託児童を含む。

平川地区の吉野田保育所は、令和7年3月末に閉園。

③ 認定こども園の利用状況

認定こども園は、幼稚園の機能と保育所の機能を併せ持つ施設で、本市では、平成30年度に昭和地区に1か所設置されています。令和6年度では、2号・3号認定は定員数を上回る状況となっていますが、1号認定は減少しています。

認定こども園の設置数・定員数・園児数

地区	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
昭和	設置数(か所)	1	1	1	1	1
	定員数 (人)	(2号・3号認定)	150	150	150	150
		(1号認定)	90	90	90	90
	園児数 (人)	(2号・3号認定)	145	139	145	175
		(1号認定)	81	81	82	58
	入所率 (%)	(2号・3号認定)	96.7	92.7	96.7	122.0
		(1号認定)	90.0	90.0	91.1	64.4

(注) 各年度4月1日現在

市外からの受託児童を含む。

1号認定:3歳から5歳で「保育を必要とする事由」に該当しない教育標準時間認定

2号認定:3歳から5歳で「保育を必要とする事由」に該当する保育認定

3号認定:0歳から2歳で「保育を必要とする事由」に該当する保育認定

④ 地域型保育施設の利用状況

地域型保育施設とは、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応する質が確保された保育を提供し、子どもの成長を支援するために、0歳から2歳児までの子どもを預かる施設(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)です。

本市では、昭和地区に5か所、長浦地区に2か所設置されており、定員数の確保と拡大を図っています。

地域型保育施設の設置数・定員数・園児数

地区	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
昭和	設置数(か所)	3	3	5	5	5
	認可定員数(人)	43	43	81	81	81
	利用定員数(人)	43	43	81	81	81
	園児数(人)	44	42	71	69	71
	入所率(%)	102.3	97.7	87.7	85.2	87.7
長浦	設置数(か所)	2	2	2	2	2
	認可定員数(人)	39	39	48	48	48
	利用定員数(人)	39	39	48	47	47
	園児数(人)	33	36	39	39	33
	入所率(%)	84.6	92.3	81.3	81.3	68.8
全体	設置数(か所)	5	5	7	7	7
	認可定員数(人)	82	82	129	129	129
	利用定員数(人)	82	82	129	128	128
	園児数(人)	77	78	110	108	104
	入所率(%)	93.9	95.1	85.3	83.7	80.6

(注) 各年度4月1日現在

市外からの受託児童を含み、事業所内保育事業の従業員枠を除く。

⑤ 認可外保育施設の状況

市内の認可外保育施設は、長浦地区に4か所あり、いずれも事業所での保育を行っています。

⑥ 待機児童数の推移

子育て世代の転入などに伴い、保育ニーズが急伸したことから、令和2年度をピークに待機児童数は増加しましたが、適切な供給体制の確保により、令和6年度には待機児童数0人となりました。

待機児童の推移

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
待機児童数(人)	60	46	23	2	0

(注) 各年度4月1日現在

(2) 地域子ども・子育て支援事業等

「袖ヶ浦市子育て応援プラン(子ども・子育て支援事業計画)」において定めた地域子ども・子育て支援事業の実施状況は次のとおりです。

① 時間外保育事業（延長保育事業）

地域子ども・子育て支援事業で定める延長保育事業については、実施か所を増やしており、令和5年度は、公立・私立計22か所で実施しています。実施か所の増加に伴い、利用者数は増加しており、令和5年度は989人となっています。

時間外保育事業の実施状況

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数(人)	667	859	909	896	989
実施か所数(か所)	16	17	21	22	22

② 放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブは、令和5年度は市内計19か所で実施しています。利用者数は増加しており、令和5年度は低学年(1～3年生)で680人、高学年(4～6年生)で225人の計905人と前年と比べ、100人以上の増加となっています。

なお、利用者数の増加に伴い、令和4年度に学校校舎内の余裕教室を活用し、放課後児童クラブを2か所開設しています。

また、地域ボランティア等による放課後の子どもの居場所づくりとして、「放課後子ども教室」を市内3か所で実施しています。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、活動を制限していましたが、利用者が戻りつつあります。

放課後児童健全育成事業の実施状況（市全体）

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数(人)	低学年	496	499	534	616	680
	高学年	177	154	166	181	225
	合計	673	653	700	797	905
実施か所数(か所)		15	15	15	17	19

(注) 実利用者数:各年度の月末登録児童数(月額利用数+日額人数※)の平均

※日額人数:月額利用数÷月別の開設日数

放課後児童健全育成事業の実施状況（小学校区別）

校区	区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
昭和小学校	実利用者数 (人)	低学年	120	112	125	120	140
		高学年	34	32	31	42	62
		合計	154	144	156	162	202
	実施か所数(か所)		3	3	3	3	4
奈良輪小学校	実利用者数 (人)	低学年	58	79	80	132	168
		高学年	7	9	14	20	32
		合計	65	88	94	152	200
	実施か所数(か所)		2	2	2	4	4
蔵波小学校	実利用者数 (人)	低学年	151	151	166	199	200
		高学年	59	55	52	54	63
		合計	210	206	218	253	263
	実施か所数(か所)		5	5	5	5	6
長浦小学校	実利用者数 (人)	低学年	68	67	65	63	76
		高学年	37	25	27	29	27
		合計	105	92	92	92	103
	実施か所数(か所)		2	2	2	2	2
根形小学校	実利用者数 (人)	低学年	31	29	33	33	34
		高学年	9	5	9	12	12
		合計	40	34	42	45	46
	実施か所数(か所)		1	1	1	1	1
平岡小学校	実利用者数 (人)	低学年	31	30	27	29	22
		高学年	16	13	16	9	11
		合計	47	43	43	38	33
	実施か所数(か所)		1	1	1	1	1
中川小学校	実利用者数 (人)	低学年	37	31	38	40	40
		高学年	15	15	17	15	18
		合計	52	46	55	55	58
	実施か所数(か所)		1	1	1	1	1

【参考：放課後子ども教室の参加延べ人数】

校区	区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
昭和	昭和小学校もりの こクラブ	人日	1,566	0	32	173	249
長浦	あそボラ！！ やかたっ子広場	人日	1,700	0	98	545	1,115
根形	試行実施	人日	366	0	0	0	311
合計		人日	人日	0	130	718	1,675

③ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）は、それぞれ1か所で実施しています。令和4年度においては、ショートステイ、トワイライトステイの利用者数が大幅に増しましたが、令和5年度ではともに減少しています。

子育て短期支援事業の実施状況

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用者数 (人日)	ショートステイ	2	2	8	39	22
	トワイライトステイ	8	2	2	11	3
	合計	10	4	10	50	25
実施か所数(か所)	ショートステイ	1	1	1	1	1
	トワイライトステイ	1	1	1	1	1

④ 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、地域子育て支援拠点施設である「そでがうらこども館」や私立保育園への委託により「子育て支援センター」を実施しているほか、市立保育所で「なかよし広場」を実施しています。

「子育て支援センター」の利用者数は令和3年度以降、増加傾向で推移しており、令和5年度の年間延べ利用者数は、17,701人となっています。

「なかよし広場」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2～4年度は実施せず、令和5年7月より再開しました。

地域子育て支援拠点事業の実施状況

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用者数 (人日)	子育て支援センター	24,817	11,021	12,984	14,938	17,701
	なかよし広場	345	0	0	0	80
	合計	25,162	11,021	12,984	14,938	17,781
実施か所数(か所)	子育て支援センター	6	6	6	6	6
	なかよし広場	4	0	0	0	4

⑤ 一時預かり事業（幼稚園型）

一時預かり事業（幼稚園型）は、幼稚園のうち、私立の2か所で保護者の状況や地域の実情に応じて、預かり保育を行っています。

利用者数は増加傾向で推移しており、令和5年度の年間延べ利用者数は、11,816人となっています。

一時預かり事業（幼稚園型）の実施状況

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用者数(人日)	8,692	8,186	8,886	10,500	11,816
実施か所数(か所)	2	2	2	2	2

⑥ 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

幼稚園型を除く一時預かり事業は、定期的な預け方となる「一時預かり事業（幼稚園型）」や、緊急時の預かりとなる「病児・病後児保育」を除いた一時的な預かりの方法です。

令和5年度は、保育所（園）で実施している「一時預かり」を6か所で、「休日保育」を2か所で「ファミリー・サポート・センター」を1か所で実施しています。年間延べ利用者数について、「一時預かり」は、減少傾向で推移していましたが、令和5年度は増加に転じ、2,833人となっています。

「休日保育」も同様の傾向で、令和5年度は増加に転じています。

ファミリー・サポート・センターは年度ごとに増減を繰り返し、令和5年度は16人となっています。

一時預かり事業（幼稚園型を除く）の実施状況

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用者数(人日)	一時預かり	7,048	4,481	4,218	2,551	2,833
	休日保育	122	117	97	64	71
	ファミリーサポートセンター	65	41	16	92	16
	合計	7,235	4,639	4,331	2,707	2,920
実施か所数(か所)	一時預かり	7	5	5	6	6
	休日保育	2	2	2	2	2
	ファミリーサポートセンター	1	1	1	1	1

【参考：ファミリー・サポート・センターの会員数、援助活動年間件数】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用会員数(人)	206	201	214	228	230
提供会員数(人)	47	43	44	44	40
両方会員数(人)	12	13	11	10	10
援助活動年間件数(延べ人)	560	566	617	374	409

⑦ 病児保育事業

病児保育事業は、私立認定こども園1か所で、病後児保育事業は、私立保育園2か所で実施しています。

利用者数は減少しており、令和5年度の年間延べ利用者数は、160人となっています。

病児保育事業の実施状況

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用者数(人日)	病後児保育	234	152	189	140	127
	病児保育	130	12	40	24	33
	合計	364	164	229	164	160
実施か所数(か所)	病後児保育	2	2	2	2	2
	病児保育	2	2	2	2	1

⑧ 利用者支援事業

利用者支援事業は、保育所(園)等の入所や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談・助言等を行う事業で、令和3年度から2か所での実施となっています。

利用者支援事業の実施状況

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数(か所)	基本型・特定型※1	2	2	1	1	1
	母子保健型※2	1	1	1	1	1
	合計	3	3	2	2	2

※1 基本型・特定型:専任職員(利用者支援専門員)を1名以上配置

※2 母子保健型:母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1名以上配置

⑨ 妊婦健康診査

妊婦健康診査では、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施しています。

妊婦届出等人数及び年間延べ受診回数は減少傾向で推移しており、令和5年度は妊婦届出等人数が573人、年間延べ受診回数は5,778回となっています。

妊婦健康診査の実施状況

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊婦届出等人数(人)	657	585	673	601	573
年間延べ受診回数(回)	5,951	5,732	6,283	6,099	5,778

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、新生児の発育、栄養、環境、疾病予防に留意した適切な指導を行うとともに、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行っています。訪問者数は、400人台で推移しています。

乳児家庭全戸訪問事業の実施状況

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問者数(人)	保健師・助産師による訪問	454	433	459	497	461
	主任児童委員による訪問	2	22	20	15	8
	合計	456	455	479	512	469

第4節 ニーズ調査結果からみた市民の意向

(1) ニーズ調査の実施概要

① 調査の目的

「袖ヶ浦市子育て応援プラン(第2期)」の計画期間終了に伴い、子どもの保護者を対象として、アンケート調査を実施しました。

この調査は、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を算出するための基礎資料とするとともに、本市における子育て環境の変化や、市民が求める取組等を把握することで、より効果的な子育て支援策を検討することを目的としています。

② 調査期間

令和6年1月18日～令和6年1月31日

③ 調査方法

郵送配付・回収と Web 調査の併用

④ 配付・回収状況

	配付数	回収数(うちWeb調査)	回収率
就学前児童保護者票	1,000票	597票(194票)	59.7%
小学生児童保護者票	1,000票	567票(169票)	56.7%

○袖ヶ浦市在住の就学前児童・小学生の保護者を対象として無作為に抽出しています。

○「n」は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。

○百分率による集計では、回答者数(該当設問においては該当者数)を100%として算出し、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記します。そのため、割合の合計が100%にならない場合があります。

○複数回答(2つ以上選ぶ問)の設問では、すべての割合の合計が100%を超えることがあります。

○図表の記載にあたり調査票の設問文、グラフ及び文章中の選択肢を一部簡略化している場合があります。

(2) 主な集計結果

① 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」は就学前児童全体で62.1%、小学生全体で56.4%となっており、就学前児童では根形地区が、小学生では長浦地区が最も多くなっています。

また、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」は、就学前児童・小学生ともに平岡地区、中川・富岡地区で多くなっており、特に小学生の中川・富岡地区では54.7%となっています。

一方で、「いずれもない」は就学前児童、小学生ともに蔵波地区で多くなっています。

子どもをみてもらえる親族・知人の有無

単位:%

		回答数	日常的に祖 父母等の親 族にみても らえる	緊急時もし くは用事の 際には祖父 父母等の親 族にみても らえる	日常的に子 どもを預け られる友人・ 知人がいる	緊急時もし くは用事の 際には子ど もをみても らえる友人・ 知人がいる	いずれもい ない	無回答
就 学 前 児 童	全体	597	22.9	62.1	1.7	10.7	17.8	0.2
	昭和地区	217	18.9	64.5	2.3	9.7	17.1	0.0
	蔵波地区	137	25.5	59.1	2.9	14.6	21.2	0.0
	長浦地区	65	23.1	64.6	1.5	7.7	18.5	0.0
	根形地区	36	22.2	69.4	0.0	16.7	8.3	2.8
	平岡地区	41	41.5	63.4	0.0	4.9	7.3	0.0
	中川・富岡地区	39	38.5	56.4	0.0	0.0	17.9	0.0
	その他	51	11.8	51.0	0.0	17.6	27.5	0.0
小 学 生	全体	567	28.6	56.4	3.2	20.3	13.2	1.4
	昭和地区	189	22.2	56.6	3.7	25.9	15.3	1.1
	蔵波地区	137	21.9	59.9	2.2	19.0	16.8	0.0
	長浦地区	74	28.4	63.5	4.1	21.6	10.8	0.0
	根形地区	52	36.5	61.5	3.8	15.4	9.6	0.0
	平岡地区	36	44.4	55.6	0.0	16.7	5.6	0.0
	中川・富岡地区	53	54.7	41.5	3.8	15.1	7.5	0.0
	その他	18	27.8	50.0	5.6	11.1	16.7	0.0

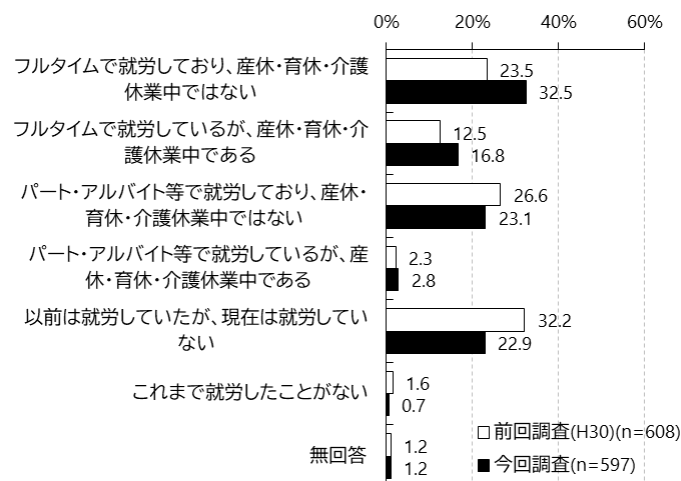
② 保護者の就労状況

就学前児童の母親は「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が増加し、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が減少していることから、フルタイムで働く母親が増加傾向となっています。

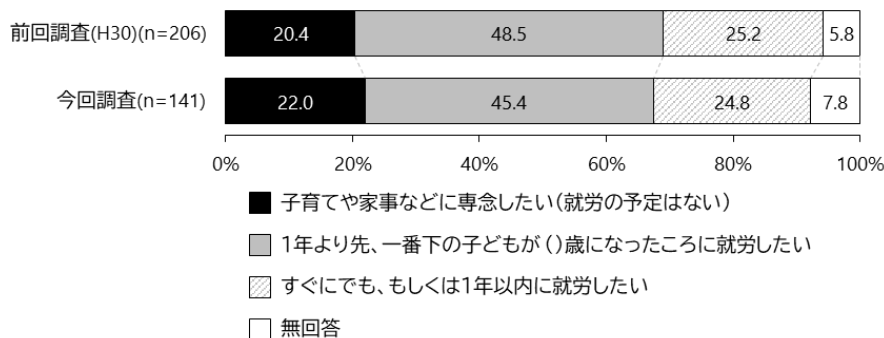
就労していない母親の就労希望は、70.2%で前回調査と比べ、やや減少しています。

小学生保護者では母親のパート・アルバイト等の割合が就学前児童と比べ、高くなっています。

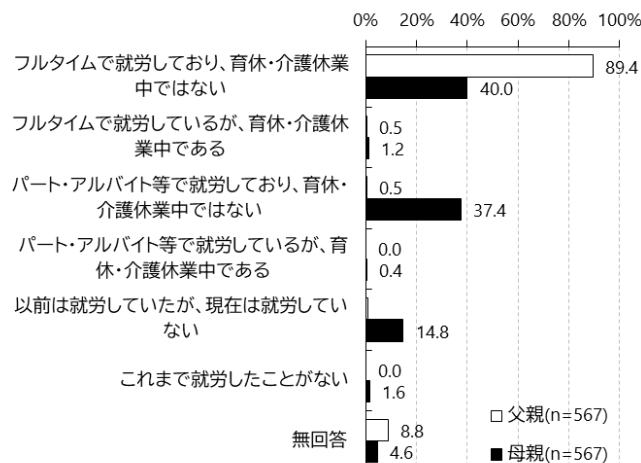
母親の就労状況（就学前児童）



母親の就労希望（就学前児童）



保護者の就労状況（小学生）

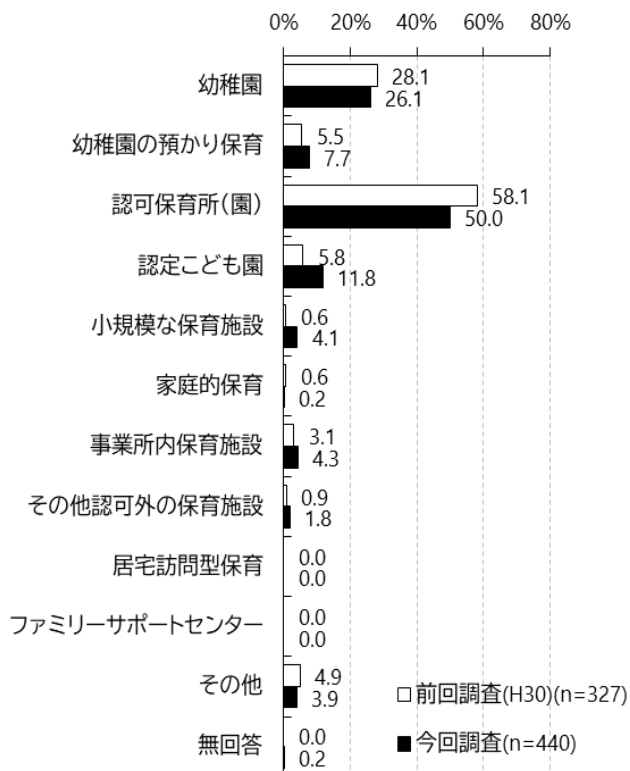


③ 平日の定期的な教育・保育事業の利用

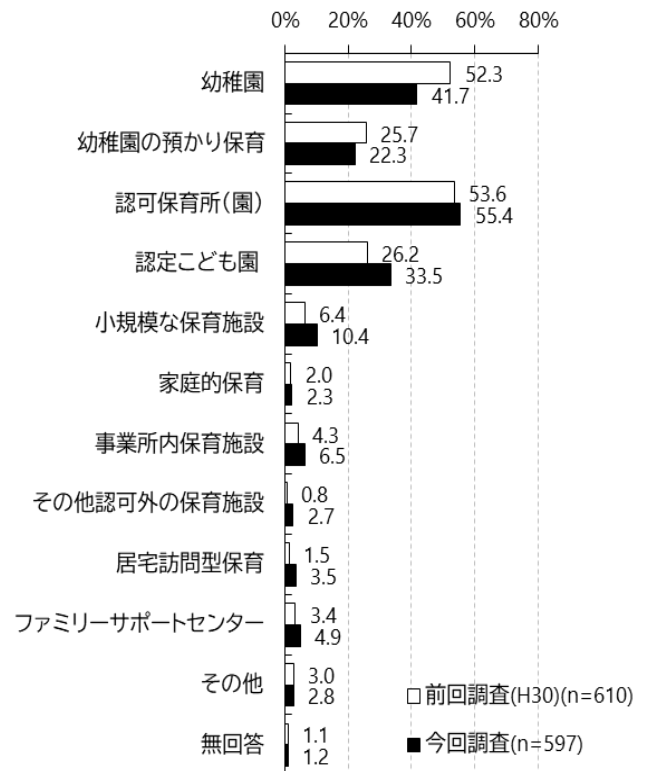
平日に利用している教育・保育事業は「認可保育所(園)」が50.0%と最も多く、次いで「幼稚園」が26.1%、「認定こども園」が11.8%となっています。前回調査と比べ、「認可保育所(園)」、「幼稚園」で減少し、「認定こども園」で増加しています。

今後利用したい事業は「認可保育所(園)」が55.4%と最も多く、次いで「幼稚園」が41.7%、「認定こども園」が33.5%となっています。前回調査と比べ、「幼稚園」で減少し、「認可保育所(園)」、「認定こども園」で増加しています。

現在利用している教育・保育事業



今後利用したい教育・保育事業

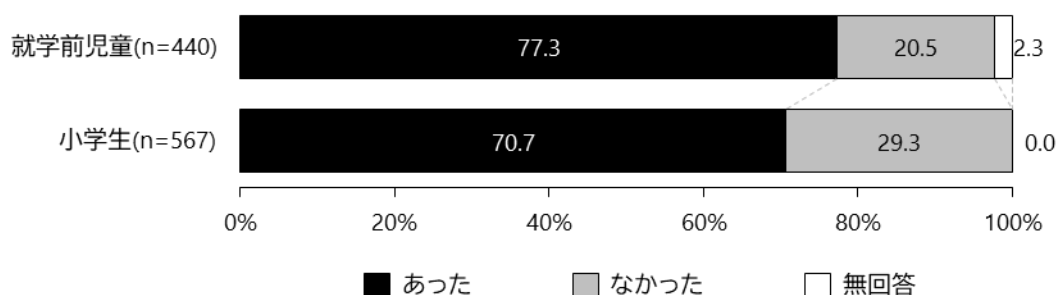


④ 病気の際の対応

子どもが病気等で教育・保育事業が利用できなかった就学前児童の保護者は「あった」が77.3%となっています。同じく子どもが病気等で学校を休んだ小学生の保護者は「あった」が70.7%となっています。

その際の対処法は「母親が仕事を休んでみた」は平岡地区で多く、「父親が仕事を休んでみた」は昭和地区、蔵波地区で多くなっています。

病気等により平日の定期的な教育・保育の事業が利用できなかった（学校を休んだ）こと



病気等により平日の定期的な教育・保育の事業が利用できなかった（学校を休んだ）際の対処法

単位: %

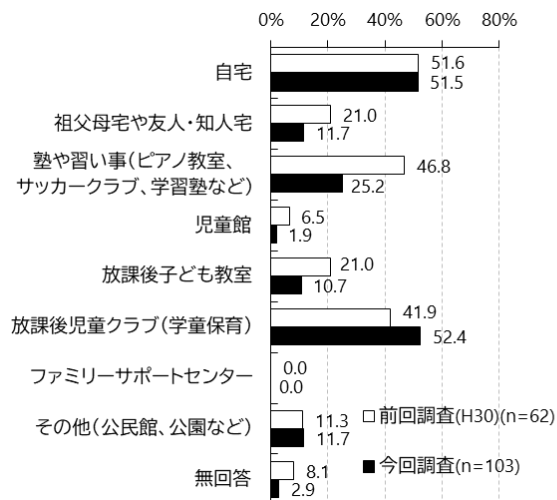
		回答数	父親が仕事を休んでみた	母親が仕事を休んでみた	就労していない保護者がみた	病児・病後児の保育を利用した	(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった	やむを得ず子どもだけで留守番をさせた	ファミリーサポートセンターを利用した	その他	無回答
就学前児童	全体	340	51.8	80.6	21.8	2.6	24.7	1.2	0.0	2.6	0.9
	昭和地区	132	59.1	78.8	24.2	3.8	27.3	1.5	0.0	3.8	0.8
	蔵波地区	66	51.5	86.4	16.7	1.5	19.7	1.5	0.0	1.5	0.0
	長浦地区	36	44.4	80.6	16.7	2.8	27.8	0.0	0.0	5.6	0.0
	根形地区	22	36.4	63.6	36.4	0.0	22.7	0.0	0.0	4.5	0.0
	平岡地区	26	50.0	88.5	15.4	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	3.8
	中川・富岡地区	21	38.1	85.7	23.8	4.8	14.3	4.8	0.0	0.0	0.0
	その他	30	56.7	83.3	16.7	3.3	10.0	0.0	0.0	0.0	3.3
小学生	全体	401	29.4	74.3	20.2	0.0	16.7	8.7	0.0	4.5	1.5
	昭和地区	146	33.6	68.5	24.0	0.0	13.7	8.9	0.0	5.5	1.4
	蔵波地区	98	36.7	83.7	15.3	0.0	15.3	8.2	0.0	4.1	2.0
	長浦地区	55	27.3	72.7	21.8	0.0	21.8	9.1	0.0	3.6	0.0
	根形地区	36	13.9	75.0	11.1	0.0	16.7	5.6	0.0	8.3	5.6
	平岡地区	23	13.0	87.0	13.0	0.0	13.0	13.0	0.0	0.0	0.0
	中川・富岡地区	28	21.4	75.0	21.4	0.0	35.7	14.3	0.0	3.6	0.0
	その他	10	30.0	70.0	20.0	0.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0

⑤ 子どもの放課後の過ごし方の希望

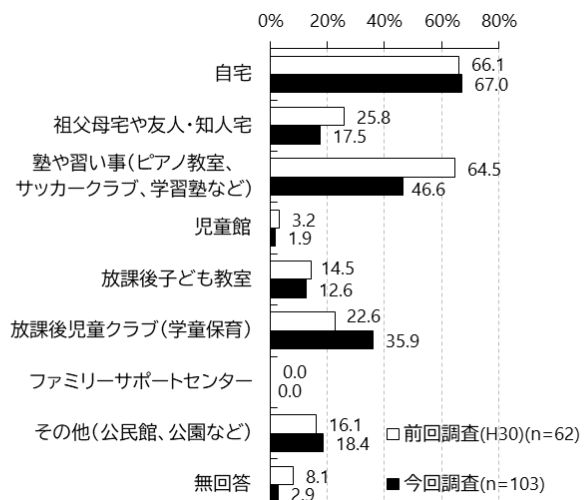
子どもの放課後の過ごし方の希望は、「放課後児童クラブ(学童保育)」が低学年では52.4%、高学年では35.9%となっています。前回調査と比べ、低学年、高学年ともに「放課後児童クラブ(学童保育)」の割合は増加しています。

また、小学生の保護者が「放課後児童クラブ(学童保育)」を利用している割合は32.3%、放課後子ども教室に登録している割合は10.1%と、ともに増加傾向にあります。

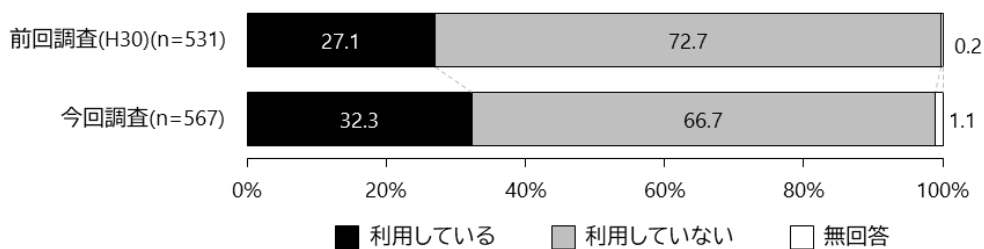
低学年のうちに過ごさせたい場所



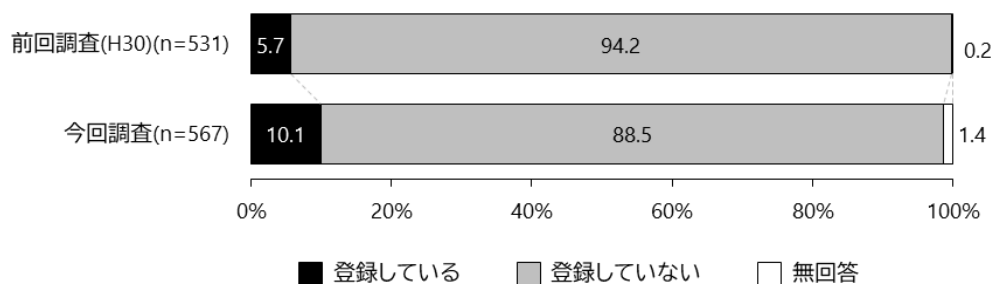
高学年になったら過ごさせたい場所



放課後児童クラブ(学童保育)を利用しているか



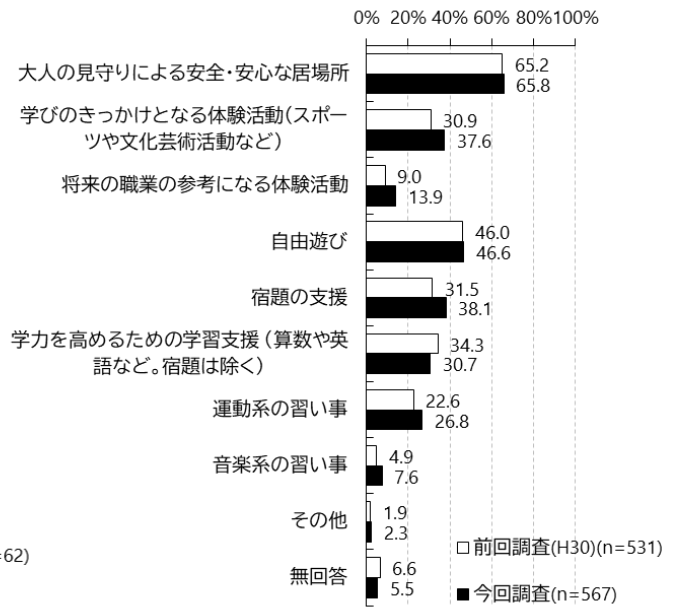
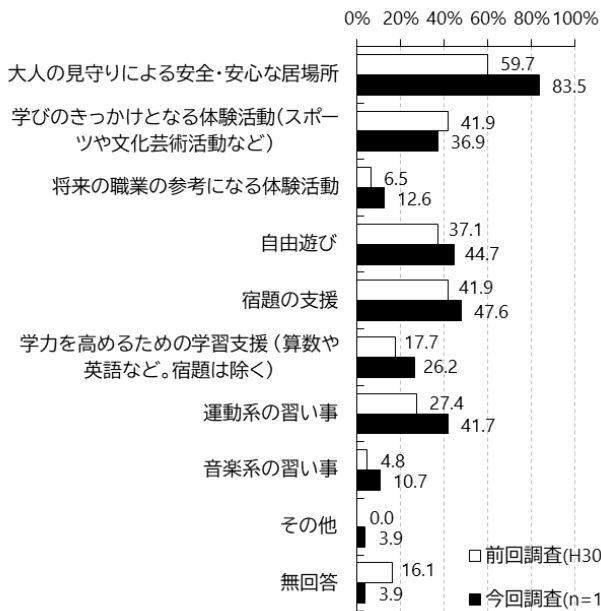
放課後子ども教室に登録しているか



放課後に必要と思うものは「大人の見守りによる安全・安心な居場所」が就学前児童で83.5%、小学生で65.8%と双方でともに高い割合となっています。

放課後に必要と思うもの（就学前児童）

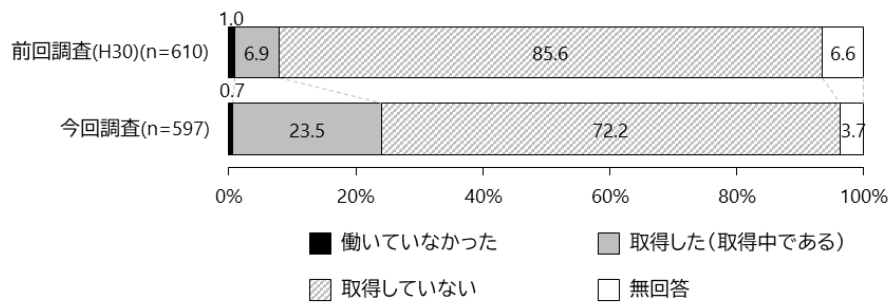
放課後に必要と思うもの（小学生）



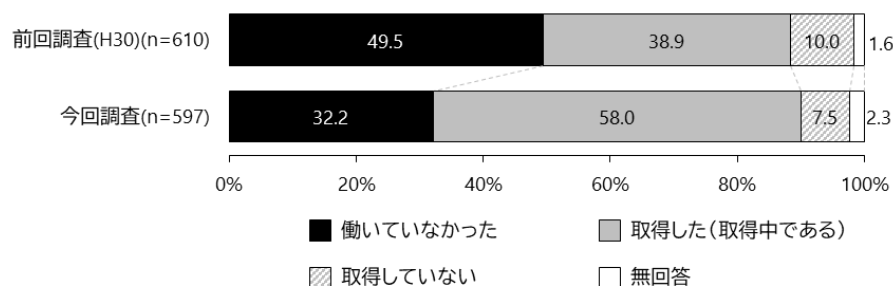
⑥ 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度

就学前児童の保護者で育児休業を取得していない割合は父親で72.2%、母親で7.5%といずれも前回調査と比べ、減少傾向にあります。

育児休業の取得状況（就学前児童・父親）



育児休業の取得状況（就学前児童・母親）



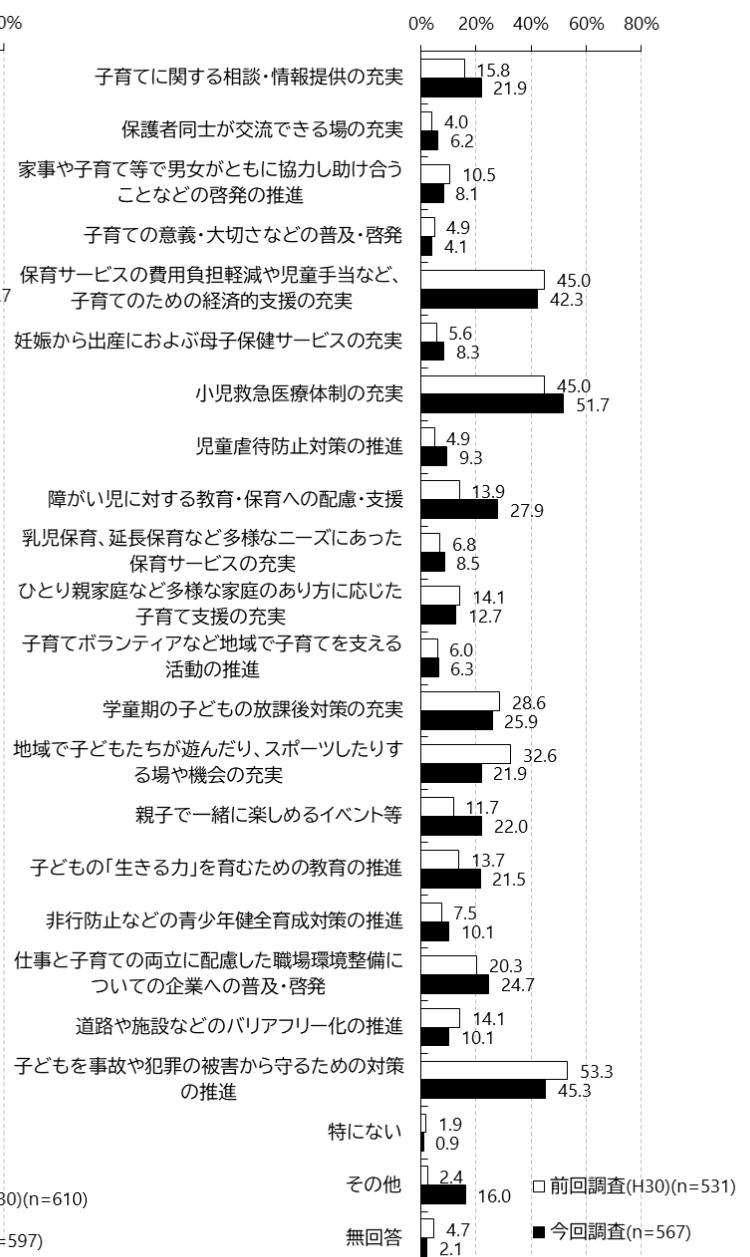
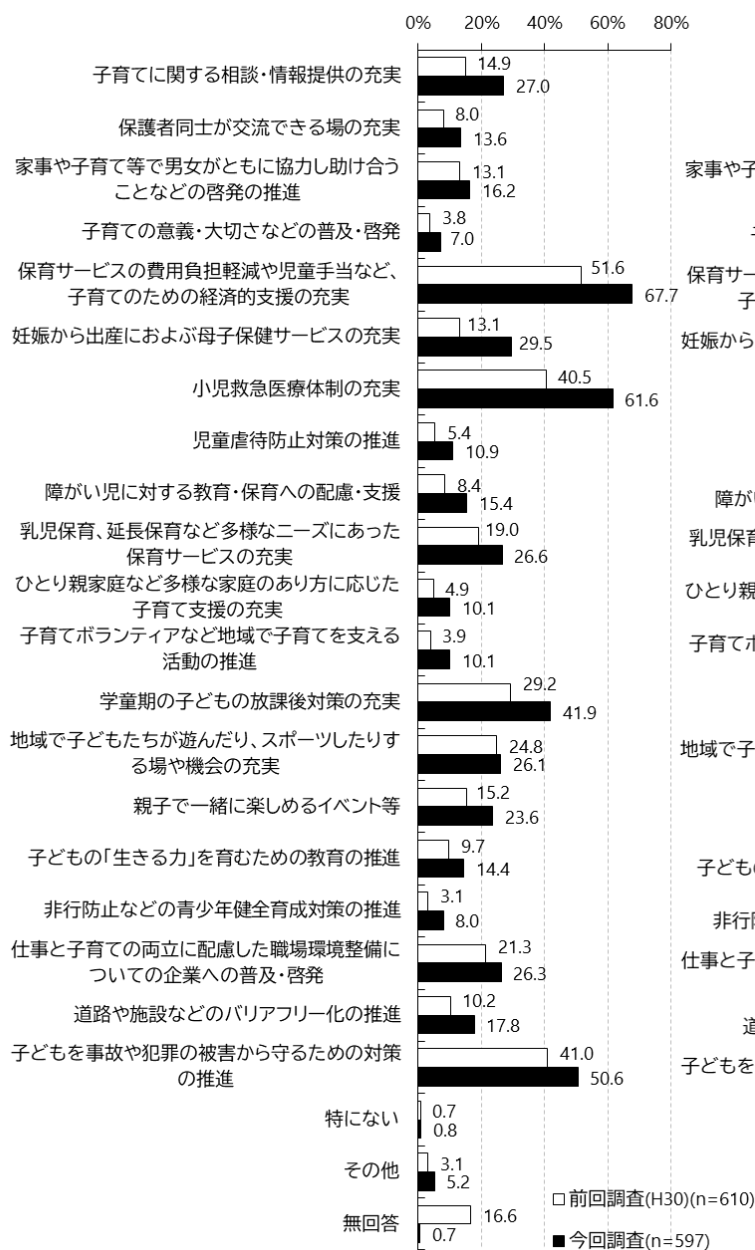
⑦ 市に期待すること

市に期待することは就学前児童の保護者では「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実」、「小児救急医療体制の充実」、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」の順で多くなっています。

小学生の保護者では「小児救急医療体制の充実」、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」、「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実」の順で多くなっています。

子育ての環境や支援について、 市に期待すること（就学前児童）

子育ての環境や支援について、 市に期待すること（小学生）



(3) ニーズ調査結果からみた課題

① 母親のフルタイムの就労の増加によるニーズへの対応

フルタイムで働いている就学前児童の母親が増加しており、パート・アルバイト等の就労、就労していない母親が減少傾向にあることから、母親が仕事に費やす時間は長くなっています。そういった状況から、子どもを施設等に預ける保育のニーズが今後増えることが予想され、家庭の就労パターンに応じたさまざまなサービスの量、質ともに整備が必要な状況となっています。

また、就学前の子どもが病気等の際には「父親が仕事を休んで見た」が増加しており、子育ての役割分担も「父母平等」が 20.1%、「お母さん中心、お父さんも手伝っている」が 48.4%と多くの家庭で子育ての分担が進んでいることがうかがえます。育児休業を取得した割合は父親、母親ともに増加していますが、父親では 23.5%にとどまっていることから、仕事と子育ての両立支援のさらなる推進が必要です。

② 放課後児童クラブの質、量の改善への対応

就学前児童の低学年時、高学年時ともに過ごさせたい場所として「放課後児童クラブ」が増加傾向で、ニーズの高まりがうかがえます。放課後に必要と思うものとして、「大人の見守りによる安全・安心な居場所」が就学前児童、小学生の保護者ともに最も多く、放課後の時間の過ごし方について不安を感じています。放課後児童クラブの質、量に不安を感じるという声も見られることから、今後の児童数の予測を見ながら受け入れ体制の整備と学童保育の質の確保が求められています。

③ 地域での子育て意識の向上

子どもをみてもらえる親族・知人が「いずれもない」と回答した割合は就学前児童で 17.8%、小学生で 13.2%と少ないながらも増加傾向にあります。周りに家族、親族がおらず孤立する子育て世帯が全国的に増えている中で身近な地域で支え合える環境が重要となっています。就学前児童保護者の子育てグループの参加状況は 2.2%と低くなっていますが、小学生保護者では地域の行事、イベントに「参加したことがある」割合は 74.8%（主な内容は地域のお祭り）と高くなっています。子どもの成長とともに地域でのつきあいも多くなっていますが、子どもが小さいうちから、気軽に話し合えたり、相談できる場を増やし、子育てで孤立する世帯を出さないよう、地域で子育てを支える環境づくりが重要です。

④ 様々な子育て支援の充実について

市に期待することとして、就学前児童、小学生の保護者ともに「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実」や「小児救急医療体制の充実」、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」が多くなっております。

経済的な負担軽減のための取組を引き続き進めるとともに、子どもにとって安全・安心なまちづくりを推進することが求められています。

また、雨の日や猛暑でも子どもだけで過ごせる施設を求める声もあがっていることから、保育施設や放課後児童クラブ以外のこどもの遊び場、安全・安心な居場所の確保策を検討する必要があります。

第5節 子育て応援プランの進捗状況と今後の課題

(1) 次世代育成支援・子育て支援施策の進捗状況

令和2年度からの「次世代育成支援行動計画」については、「袖ヶ浦市子育て応援プラン」として「子ども・子育て支援事業計画」と一体的に策定し、推進しています。

施策・事業の進捗状況については、毎年度、担当課による個別事業の点検・評価を行い、その結果を公表しており、令和2年度末から令和5年度末にかけての評価結果は次のとおりです。令和5年度末の評価は、全99事業のうち、「A:計画どおり進んでいる」は62事業(62.6%)、「B:概ね計画とおり進んでいる」は24事業(24.2%)、「C:計画どおり進んでいない」は13事業(13.1%)、「D:未実施」は0事業となっています。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の全部又は一部が実施できなかったものもあり、その場合は評価を()書きで記載しています。

施策・事業の進捗状況評価結果

基本目標－施策	個別事業 評価区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		事業数	評価	事業数	評価	事業数	評価	事業数	評価
1. 地域における子育て支援の充実 (1) 地域における子育て支援サービスの充実 (2) 保育サービスの充実 (3) 子どもの健全育成環境の充実 (4) 子育て支援ネットワークづくりと人材の活用 (5) 子育てに係る経済的負担の軽減	A評価	37	14 37.8%	37	18 48.6%	37	19 51.4%	37	20 54.1%
	B評価		11 (7) 29.7%		8 (5) 21.6%		10 (4) 27.0%		8 (1) 21.6%
	C評価		11 (10) 29.7%		10 (9) 27.0%		7 (5) 18.9%		9 (5) 24.3%
	D評価		1 (1) 2.7%		1 (1) 2.7%		1 (1) 2.7%		0 0.0%
2. 母性及び乳幼児等の健康づくりの推進 (1) 切れ目ない妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実 (2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 (3) 食育等の充実 (4) 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり	A評価	13	4 30.8%	13	7 53.8%	13	7 53.8%	13	8 61.5%
	B評価		6 (3) 46.2%		4 (1) 30.8%		4 (1) 30.8%		3 23.1%
	C評価		3 (3) 23.1%		2 (2) 15.4%		2 (2) 15.4%		2 (1) 15.4%
	D評価		0 0.0%		0 0.0%		0 0.0%		0 0.0%
3. 子どもが健やかに育つ環境の整備 (1) 未来の親の育成 (2) 子どもの生きる力を育てる学校の教育環境等の整備 (3) 家庭や地域の教育力の向上 (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	A評価	14	5 35.7%	14	6 42.9%	14	9 64.3%	14	6 42.9%
	B評価		5 (2) 35.7%		5 (1) 35.7%		3 21.4%		6 42.9%
	C評価		2 (2) 14.3%		2 (1) 14.3%		2 (1) 14.3%		2 (1) 14.3%
	D評価		2 (2) 14.3%		1 (1) 7.1%		0 0.0%		0 0.0%
4. 子育てを支援する生活環境の整備 (1) 安全な道路交通環境の整備 (2) 安心して遊べる環境の整備	A評価	3	3 100.0%	3	2 66.7%	3	2 66.7%	3	2 66.7%
	B評価		0 0.0%		1 33.3%		1 33.3%		1 33.3%
	C評価		0 0.0%		0 0.0%		0 0.0%		0 0.0%
	D評価		0 0.0%		0 0.0%		0 0.0%		0 0.0%
5. 仕事と家庭の両立の推進 (1) 仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し等 (2) 多様な働き方に対応したサービス基盤の整備	A評価	3	0 0.0%	3	1 33.3%	3	0 0.0%	3	2 66.7%
	B評価		1 (1) 33.3%		2 (1) 66.7%		2 (1) 66.7%		1 33.3%
	C評価		1 33.3%		0 0.0%		1 (1) 33.3%		0 0.0%
	D評価		1 (1) 33.3%		0 0.0%		0 0.0%		0 0.0%
6. 子どもの安全の確保 (1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 (3) 被害にあった子どもの支援の推進	A評価	10	3 30.0%	10	5 50.0%	10	6 60.0%	10	7 70.0%
	B評価		4 40.0%		3 (1) 30.0%		4 (2) 40.0%		3 30.0%
	C評価		3 (3) 30.0%		2 (2) 20.0%		0 0.0%		0 0.0%
	D評価		0 0.0%		0 0.0%		0 0.0%		0 0.0%
7. 配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援体制の整備 (1) 児童虐待防止対策の充実 (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進 (3) 障がい児施策の充実 (4) 経済的に困難な子どもの支援	A評価	19	14 (2) 73.7%	19	18 94.7%	19	18 94.7%	19	18 94.7%
	B評価		5 26.3%		1 5.3%		1 5.3%		1 5.3%
	C評価		0 0.0%		0 0.0%		0 0.0%		0 0.0%
	D評価		0 0.0%		0 0.0%		0 0.0%		0 0.0%
計画全体	A評価	99	43 43.4%	99	57 57.6%	99	61 61.6%	99	63 63.6%
	B評価		32 (15) 32.3%		24 (9) 24.2%		25 (8) 25.3%		23 (1) 23.2%
	C評価		20 (18) 20.2%		16 (14) 16.2%		12 (9) 12.1%		13 (7) 13.1%
	D評価		4 (4) 4.0%		2 (2) 2.0%		1 (1) 1.0%		0 0.0%

(2) 基本目標別成果指標の推移と今後の課題整理

本市では、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な子育て支援施策の取り組みを検討していくため、個別事業レベルの進捗状況(アウトプット)に加え、平成24年度から年1回のペースで「子育てアンケート」を実施し、個別事業を束ねた施策レベル、計画レベルの成果指標(アウトカム)を経年的に測定しています。

令和2年度から令和6年度における調査は、小学校在学生までの保護者1,100人を対象に、郵送配布・郵送回収(又は Web フォーム回答)にて実施しており、以下にその主な結果についてまとめます。(※Web フォームでの回答は R3年度より実施)

子育てアンケート調査の調査票回収結果

実施年度	調査時期	回収数
令和2年度	令和2年10月1日～20日	596 人(回収率:54.2%)
令和3年度	令和3年8月25日～9月15日	521 人(回収率:47.4%)
令和4年度	令和4年7月25日～8月22日	552 人(回収率:50.2%)
令和5年度	令和5年5月31日～6月30日	563 人(回収率:51.2%)
令和6年度	令和6年6月3日～7月5日	547 人(回収率:49.7%)

●基本目標Ⅰ「地域における子育ての支援の充実」(37事業)

① 計画期間中の主な取組みと成果指標

地域における子育てを支援するため、教育・保育施設の整備・充実のほか、一時預かり、延長保育、病児保育、病後児保育といった教育・保育サービスや、保育料の軽減、子ども医療費の助成、ファミリー・サポート・センター、子育てポータルサイトなど、子育て支援に関わる事業を計画的に実施しています。待機児童対策として、私立認可保育所、私立小規模保育所の整備支援を行ったほか、放課後児童クラブの運営支援等を実施しています。

成果指標について、認可保育所の整備等により、待機児童数は着実に減少しています。「子育てに関して楽しいと感じる割合」は、多少の増減はあるものの、おおむね横ばいとなっています。「子育てに関して身近で気軽に相談できる人がいる割合」は、少しずつ減少傾向にあり、「学校等以外で子どもが交流できる場を持っていると感じる割合」は56.8%と上昇しました。

基本目標Ⅰに係る成果指標の経年変化

成果指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育施設における待機児童数	60人	46人	23人	2人	0人
子育てに関して楽しいと感じる割合	62.6%	58.3%	61.4%	62.0%	62.2%
子育てに関して身近で気軽に相談できる人がいる割合	94.8%	91.7%	91.7%	89.3%	90.7%
学校等以外で子どもが交流できる場を持っていると感じる割合	50.2%	44.6%	50.1%	55.2%	56.8%

② 今後の課題・方向性

教育・保育サービスについては、施設の量的拡充により待機児童数の減少につながっています。今後も、延長保育、休日保育、病児・病後児保育事業等の更なる充実により多様な保育需要に対応し、保護者の育児負担の軽減を図っていく必要があります。

子育てに関して身近で気軽に相談できる人がいる割合が減少傾向にあることから、市の伴走型支援や各種相談窓口での対応のほか、子育て支援センターなどにより、多様な相談に対応する体制を充実させる必要があります。

●基本目標Ⅱ「母性並びに乳幼児等の健康づくりの推進」(13事業)

① 計画期間中の主な取組みと成果指標

母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進のため、妊婦健康診査助成、育児支援のための相談、幼児期にあわせた生活習慣の指導等を実施、令和5年度から産婦健康診査を開始しました。産前産後ヘルパー派遣事業、離乳食と歯の相談会(月1回)、産後ケア事業を実施し、ガウラパパママ応援給付金事業により、伴走型支援と給付金の支給を実施しています。

成果指標について、「子どもを産み育てやすいと感じる割合」は、低下傾向にあります。「子どもが健康的な食生活を身に付けていると感じる割合」は75%前後で推移しています。

基本目標Ⅱに係る成果指標の経年変化

成果指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子どもを産み育てやすいと感じる割合	70.5%	70.6%	63.1%	61.8%	61.8%
子どもが健康的な食生活を身に付けていると感じる割合	73.4%	77.4%	75.0%	75.0%	73.3%

② 今後の課題・方向性

健康診査におけるむし歯のある者の推移や成果指標の結果からも取り組みの成果が表れており、引き続き妊産婦、乳幼児に関する切れ目のない支援体制の充実と母子保健サービスの充実に取り組んでいく必要があります。

コロナ禍に伴う生活様式の変化や物価高騰による社会経済情勢の変化を受けて、「子どもを産み育てやすいと感じる割合」が大きく低下している可能性があります。伴走型支援及び給付金等の新しい施策もスタートしており、事業の効果等を注視する必要があります。

地域子育て支援拠点(子育て支援センター等)や、市の各種の子育て支援事業について、ニーズがある層に着実に情報が届くよう、情報発信や相談体制を充実する必要があります。

●基本目標Ⅲ「子どもが健やかに育つ教育環境の整備」（14事業）

① 計画期間中の主な取組みと成果指標

基礎学力向上支援教員、外国語指導助手、スクールカウンセラーや心の相談員等の配置、1人1台のタブレット端末による、デジタル教科書やコンテンツ教材の活用、情報モラル教育の実施、学校司書の配置などによる学校図書館の機能の向上と調べ学習への取り組みを進め、教育環境の整備を実施してきました。

成果指標について、「子どもが主体的に生きていくための力を育む教育環境があると感じる割合」は、令和6年度51.5%と令和2年度と比較して大きく低下しました。「子どもが自然・社会・文化体験をしやすい環境だと感じる割合」は、上下はありましたが、令和6年度は64.0%と上昇しています。

基本目標Ⅲに係る成果指標の経年変化

成果指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子どもが主体的に生きていくための力を育む教育環境があると感じる割合	70.1%	58.6%	59.5%	55.8%	51.5%
子どもが自然・社会・文化体験をしやすい環境だと感じる割合	60.5%	53.7%	54.3%	60.0%	64.0%

② 今後の課題・方向性

コロナ禍において、多くの学校行事が中止・縮小されるなど、子どもの活動に長く制限がかかりました。また、教職員の働き方改革も進む中、保護者が子どもの活動を見る機会が減っていることから、教育環境の指標低下につながっているものと推測します

これまでも、生きていくための力を育む教育として、主体的に学ぶ姿勢、基礎学力の向上等に取り組んでまいりましたが、引き続き教育環境の整備に努めるとともに、家庭と学校とをつなぐ「開かれた学校」の取組を推進します。

また、放課後や長期休暇中の子どもの居場所として、放課後児童クラブや放課後子ども教室を含め、多様なニーズに対応するための取り組みの充実が求められています。

●基本目標Ⅳ「子育てを支援する生活環境の整備」（3事業）

① 計画期間中の主な取組みと成果指標

安心して子育てをする環境づくりとして、道路や公園の整備を実施し、「市交通バリアフリー基本構想」に基づき、重点整備地区として位置づけた長浦駅周辺地区及び袖ヶ浦駅周辺地区のバリアフリー整備を推進するとともに、公園樹木の剪定・伐採など適切な管理により死角をなくすことで、交通事故や犯罪防止に努めました。

成果指標について、「道路・公園・交通機関等が安全で使いやすいと感じる割合」は通年して過半数を超えています。

基本目標Ⅳに係る成果指標の経年変化

成果指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
道路・公園・交通機関等が安全で使いやすいと感じる割合	52.8%	52.4%	55.3%	54.1%	53.4%
公園施設のバリアフリー化率※	59.2%	60.4%	60.4%	60.4%	—

※バリアフリー化率は、年度末までの実績であるため、令和6年度の数値は未定です。

② 今後の課題・方向性

成果指標の結果からも取り組みの成果が表れており、今後も引き続き子育て世帯が安心して子育てをできる生活環境の整備を推進していきます。

安心して子育てができる環境づくりのため、バリアフリー化を含め、公園環境の適切な管理に引き続き取り組みます。

●基本目標Ⅴ「仕事と家庭の両立の推進」（3事業）

① 計画期間中の主な取組みと成果指標

男女共同参画セミナーの開催や県等が作成するパンフレットの配布等を通じて仕事と生活の調和実現のための啓発活動等を実施しています。

成果指標については、保育施設の整備を進めたことにより待機児童数は順調に解消しているものの、「仕事と生活の両立が図られていると感じる割合」は近年では60%前後で推移しています。

基本目標Ⅴに係る成果指標の経年変化

成果指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
仕事と生活の両立が図られていると感じる割合	64.8%	71.3%	61.8%	61.4%	59.8%
保育施設における待機児童数（再掲）	60人	46人	23人	2人	0人

② 今後の課題・方向性

「仕事と生活の両立が図られていると感じる割合」は令和4年度以降大きな変化が見られないものの、共働き世帯が増加する中であって、企業や事業所においてワーク・ライフ・バランスに関する制度の導入が進んでおり、育児休業の取得率では父親・母親ともに上昇していることから、引き続き、制度利用の周知等により職場の理解の醸成を図り、ワーク・ライフ・バランスの環境改善に向けた取組を継続する必要があります。

また、働きながら子育てをする世帯を支えるため、引き続き待機児童対策に努めるとともに、放課後児童クラブの整備など、子どもが安心して過ごせる場所の確保が求められているものと考えます。

●基本目標VI「子どもの安全の確保」(10事業)

① 計画期間中の主な取組みと成果指標

交通安全教室、保育所等における自主防災活動、交通防犯ボランティア等によるパトロール活動や子ども110番連絡所の設置など、児童の見守りや地域の防犯に取り組んでいます。

成果指標について、「子どもに係る事故や犯罪が少なくなったと感じる割合」は、大きく上下しており、令和6年度は40.8%となっています。また、「地域における防犯活動が活発であると感じる割合」は令和6年度で34.9%となっております。

基本目標VIに係る成果指標の経年変化

成果指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子どもに係る事故や犯罪が少なくなったと感じる割合	43.3%	34.9%	42.5%	32.3%	40.8%
地域における防犯活動が活発であると感じる割合	47.0%	37.2%	42.9%	34.9%	34.9%

② 今後の課題・方向性

「子どもに係る事故や犯罪が少なくなったと感じる割合」は大きく上下しているものの、袖ヶ浦市の交通事故件数や刑法犯認知件数では、コロナ前などと比較して長期的には減少傾向にあります。

ニーズ調査では、「子どもを事故や犯罪から守るための対策の推進」が上位にあげられ、保護者のニーズは高まっていることから、引き続き、交通安全、防犯等の対策に地域全体で取り組む必要があります。

●基本目標Ⅶ「配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援体制の整備」（19 事業）

① 計画期間中の主な取組みと成果指標

要保護児童対策地域協議会代表者・実務者・個別支援会議等を開催し、要保護・要支援児童に対する個別の対応や児童の虐待防止、早期発見・早期対応等に取り組んでいます。

成果指標について、「児童の虐待の防止など子どもを地域全体で見守る取り組みが進んでいると感じる割合」は、令和6年度で27.4%となっており、上下があるものの令和2年度より低下しています。

また、障がい児を受け入れている保育所等の数は令和5年度で20箇所となっており、増加しています。

基本目標Ⅶに係る成果指標の経年変化

成果指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童の虐待の防止など子どもを地域全体で見守る取り組みが進んでいると感じる割合	34.4%	24.9%	30.4%	22.4%	27.4%
障がい児を受け入れている保育所（園）、認定子ども園、放課後児童クラブの数※	17 箇所	16 箇所	16 箇所	20 箇所	—

※障がい児の受入れを行った施設の実数。年度末までの実績であるため、令和6年度の箇所数は未定。

② 今後の課題・方向性

児童虐待を防止するためには、地域全体で子どもを守る支援体制を整備し、発生予防から保護・支援までのあらゆる段階において、関係機関が相互に情報を共有し、取り組むことが極めて重要であることから、今後も引き続き、要保護児童に対する対応の充実を図っていく必要があります。

障がい児福祉計画に基づき、障がいに対応して年齢の節目ごとに切れ目なく自立生活を支援する体制の充実を図っていく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

子どもの笑顔がかがやき、安心して子育てできるまち

本市では、すべての市民が将来にわたって不安を感じることなく子育てできる環境をつくり、未来に生きる子どもたちが明るく夢や希望を持つことができるまちづくりに取り組むため、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備推進のための「次世代育成支援行動計画」と、幼児教育・保育の確保方策等について定める「子ども・子育て支援事業計画」を一体的に策定し、子ども・子育て分野の事業拡充を図ってきました。

そうした中、未来の社会を担うすべての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、社会全体で子ども施策を総合的に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が令和5年4月に施行されました。

一方で、本市の子育て世帯を取り巻く環境は、核家族化の進展や地域のつながりのさらなる希薄化などによりめまぐるしく変化しており、身近な地域で支え合える相手が少なくなるなど、子育てに対する負担感の増加や孤立化が懸念されています。

そのため、妊娠から出産、子育てに至るライフステージに合わせた切れ目のない包括的な支援が求められています。

2期10年にわたり推進してきた子育て応援プランの取り組みについて、基本的な視点を踏まえ、施策の推進に継続性を持たせるとともに、多様化するニーズに対応する施策に取り組むため、「子育て応援プラン(第3期)」の基本理念については、第2期に引き続き「子どもの笑顔がかがやき、安心して子育てできるまち」とします。

「家庭」「地域」「行政」の三者が協働しながら、地域全体で子どもや子育て家庭への理解を深めて支援し、これまでの取組みを発展させることによって、子どもの健やかな育ちと、すべての家庭が喜びや生きがいを感じながら、安全で安心して子育てができるまちを目指します。

第2節 計画推進のための基本的視点

本市では、これまで様々な視点から、子ども・子育て事業分野における施策の推進を図ってきました。本計画においても、次の基本的視点に立ち、基本理念の実現に努めるものとします。

(1) 妊娠・出産・子育てに関わる切れ目のない支援の視点

核家族化の進展、共働き家庭の増加、コロナ禍の影響による人や地域のつながりのさらなる希薄化など、子育てをめぐる地域や家庭の状況が変化している中、子育てに関わるライフステージの各場面において様々な支援が求められています。

誰もが安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援に結びつけることにより、家庭や子どもを持ちたいというすべての人々の希望を実現できる社会を目指します。

(2) 「誰一人取り残さない」社会を実現する視点

子どもの乳児期、幼児期、学童期といった発達段階や、一人ひとりの個性を踏まえ、個々の発達に合わせた適切で質の高い子育て支援サービスを確保し、すべての子どもが当事者として持続可能な社会に参画できる社会、子どもの最善の利益が実現される社会を目指します。

また、こどもの困難には、障がい、疾病、虐待、貧困、言語など様々な要因が複合的に重なっていることから、社会的支援を必要とする子どもや家庭を確実に把握し、自立支援の観点も踏まえた適切な支援に結びつける、子どもの健やかな育ちを等しく保障する社会を目指します。

(3) 地域全体で支える視点

保護者が、子育てについて責任を有していることを前提としつつ、市が子ども・子育て支援を質・量共に充実させるとともに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心を深め、それぞれの役割を果たすことができる社会を目指します。

また、育児休業及び短時間勤務の取得など、子育て支援に係る職場環境づくりを促進し、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を図ることができる社会を目指します。

第3節 施策体系

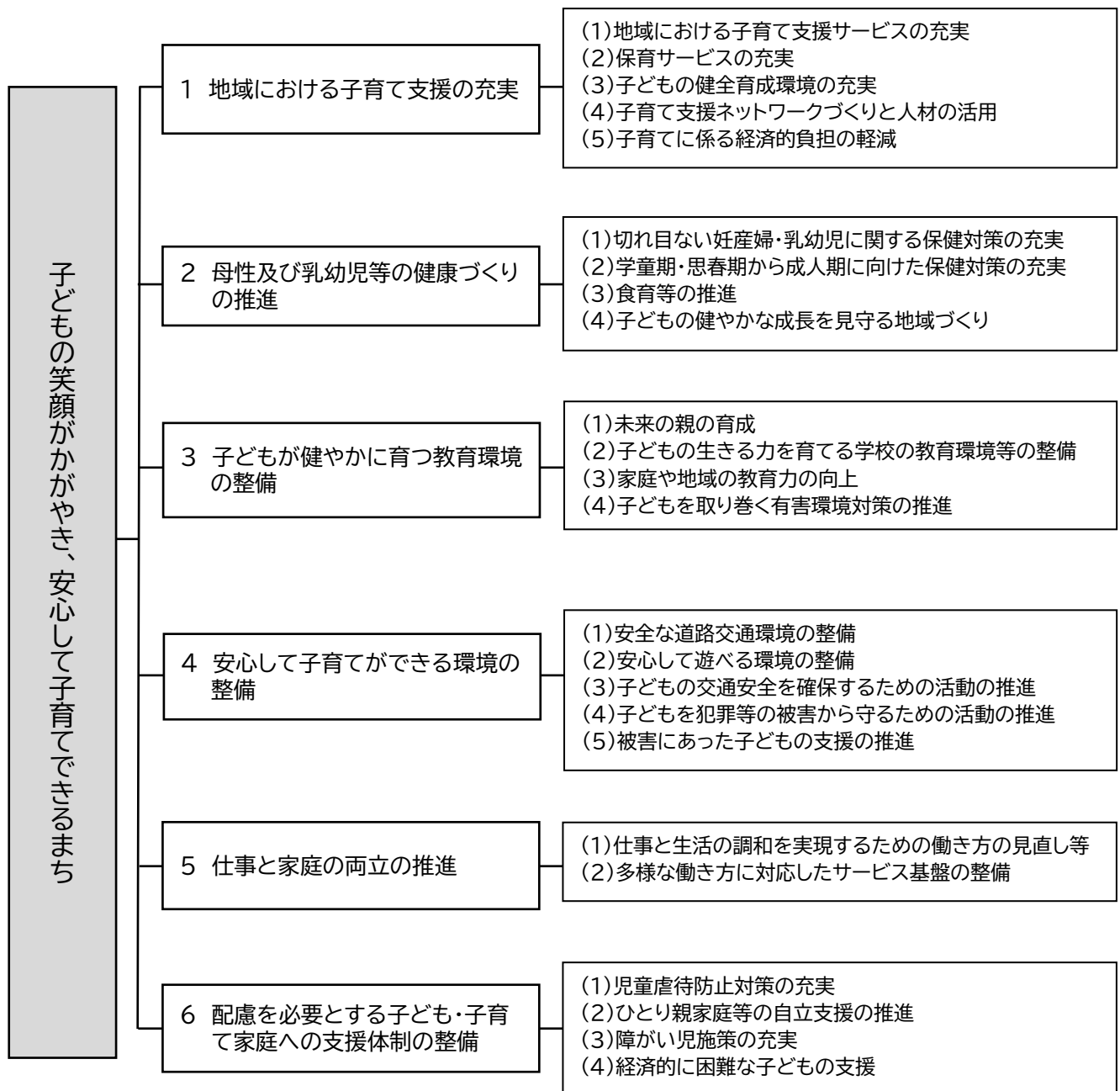
基本的視点のもと、基本理念に掲げるまちの実現に向け、次の施策体系により、計画を推進します。計画の推進にあたっては、これまでの施策・事業の取り組みや市民ニーズ等を踏まえ、施策の追加や強化(事業の充実)を行うことで、計画を推進し、指標等の改善につなげていきます。

計画の施策体系

【基本理念】

【基本目標】

【基本施策】



第4章 施策の展開

第3章で定めた施策体系に基づき、基本目標ごとに目指す方向性や必要な取組みを定めます。

また、基本施策ごとに取り組む具体的事業を掲載します。

第5章 教育・保育の内容と供給体制

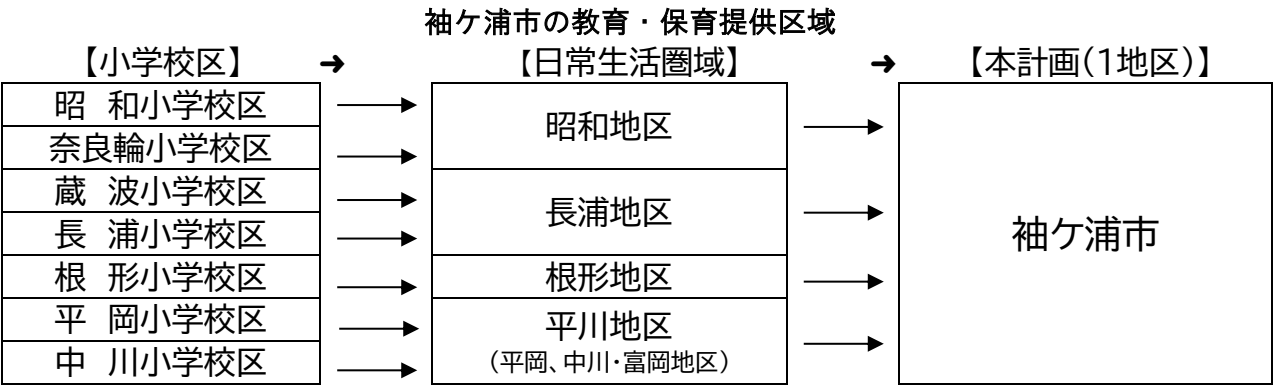
1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域については、子ども・子育て支援法第61条第2項に「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」とされています。

区域は、地理的条件や人口、交通機関・道路などの社会的条件、教育・保育施設の立地状況や利用実態、今後の利用希望、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して定めることとされています。

前期計画である「袖ヶ浦市子育て応援プラン（第2期）」においては、日常生活圏域等を踏まえ、昭和・長浦・根形・平川の4地区に区分して教育・保育サービスの提供体制等の現状を把握したうえで、今後の保育需要の増大に迅速かつ柔軟に対応するため、市内全域を一体とした提供区域を設定しました。

本計画においても、今後の人口動態の変化を見据え、引き続き市内全域を一体とした提供区域を設定とします。



2 子ども・子育て支援事業計画に定めるサービス

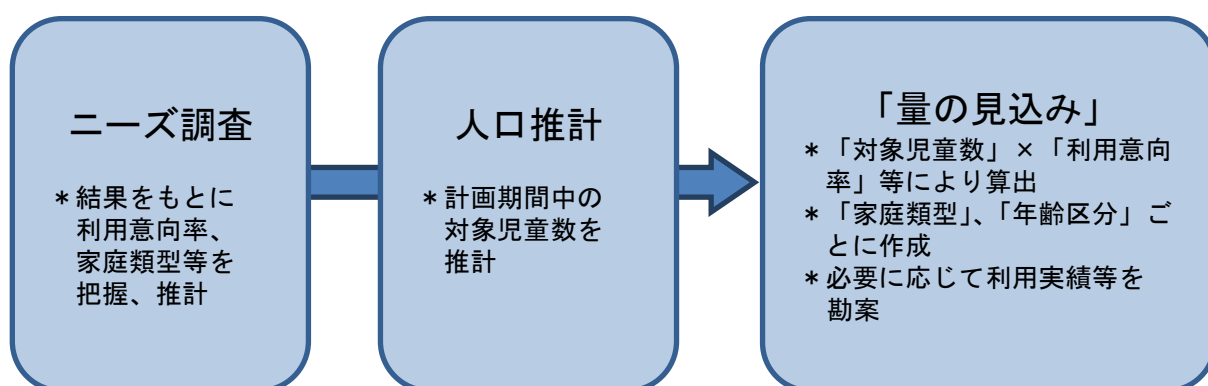
国が示す基本指針に即し、本計画において「量の見込み」及び提供体制の「確保の内容」「実施時期」を定めるべき事業は以下の項目です。

対象事業		ニーズ量算出	市で該当する事業
■教育・保育			
教育標準時間認定	1号認定	○	幼稚園、認定こども園
保育認定①	2号認定	○	幼稚園、認定こども園
保育認定②		○	保育所(園)、認定こども園
保育認定③	3号認定	○	保育所(園)、認定こども園、地域型保育
■地域子ども・子育て支援事業			
時間外保育事業		○	延長保育事業
放課後児童健全育成事業		○	放課後児童クラブ
子育て短期支援事業		○	ショートステイ、トワイライトステイ※
地域子育て支援拠点事業		○	子育て支援センター、なかよし広場・園庭開放
一時預かり事業 ・幼稚園型		○	幼稚園で実施している「預かり保育」
一時預かり事業 ・その他		○	保育所(園)で実施している「預かり保育」「休日保育」及び「ファミリー・サポート・センター」のうち5歳以下の利用
病児保育事業		○	病児保育、病後児保育
子育て援助活動支援事業		○	「ファミリー・サポート・センター」のうち小学生以上の利用
利用者支援事業		—	利用者支援事業
妊婦に対する健康診査		—	妊婦健康診査
乳幼児家庭全戸訪問事業、 養育支援訪問事業等		—	乳幼児家庭全戸訪問事業
子育て世帯訪問支援事業		—	産前産後ヘルパー派遣事業
親子関係形成支援事業		—	ラクイク
妊婦等包括相談支援事業		—	
乳児等通園支援事業（こども誰でも 通園制度）		—	
産後ケア事業		—	
実費徴収に係る補足給付事業		—	

※ 国の見込みではトワイライトステイは「一時預かり事業 その他」の方で見込むこととなりますが、本市ではショートステイとトワイライトステイを「子育て短期支援事業」して実施しており、本市の実施形態で管理するために本事業で見込みます。

なお、子ども・子育て支援事業計画は、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に相当する事業の利用状況、利用希望等を踏まえて作成していく必要があります。

「量の見込み」の算出にあたっては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、令和5年度に「袖ヶ浦市子ども・子育て支援に関するアンケート調査（ニーズ調査）」を行い、国から示されている「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」に準じて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行っています。



しかし、国が示す方法は、ニーズ調査結果から全国一律に推計値を算出するものであることから、市の実情と乖離することもあるため、それらのサービスについては、必要に応じて利用実績等を勘案するなどの方法を通じて量の見込みを算出します。

3 教育・保育の量の見込みと提供体制

子ども・子育て支援法の規定に基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供にあたって、教育・保育提供区域を設定し、教育・保育の量の見込みと提供体制を定めます。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

子ども・子育て支援法の規定に基づき、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を定めます。

5 教育・保育の一体的提供及び推進体制

教育・保育の一体的提供とその推進に関する体制の確保の内容について記載します。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

幼児教育・保育の無償化に伴い創設された「子育てのための施設等利用給付」の円滑な実施に向けた対応及び施設等の指導・監督について記載します。

7 放課後児童対策パッケージ

放課後児童クラブの受け皿の整備や放課後子ども教室との連携方策について記載します。

第6章 計画の推進体制

- 1 計画推進体制の構築
- 2 関係機関との連携強化
- 3 計画の内容と実施状況の公表
- 4 事務・事業評価と事業の見直し

袖ヶ浦市子育て応援プラン（次世代育成支援行動計画 子ども・子育て支援事業計画）に基づき、子ども・子育ての支援をしていく上で、計画をより実効性のあるものとするため、計画の推進体制について定めます。